

平成20年第5回玉城町議会定例会会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成20年9月17日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成20年9月18日

1番	小林	一則	君	2番	風口	尚	君
3番	山本	静一	君	4番	高木	市郎	君
5番	鈴木	加奈子	君	6番	東谷	富雄	君
7番	小林	豊	君	8番	中瀬	信之	君
9番	山口	和宏	君	10番	奥川	直人	君
11番	野口	繁	君	12番	川西	元行	君
13番	前川	隆夫	君	14番	中野	勇	君

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村	修一	君	副 町 長	坪井	信義	君
教 育 長	見並	健一	君	会 計 管 理 者	森島	千里	君
総 務 課 長	中郷	徹	君	税 務 住 民 課 長	松田	幸一	君
生活福祉課長	林	裕紀	君	上 下 水 道 課 長	小林	一雄	君
建設産業課長	前田	浩三	君	農 林 商 工 課 長	田畑	良和	君
教育事務局長	辻	誠	君	総 務 担 当 課 長 補 佐	田村	優	君
政策財政担当課長補佐	中村	元紀	君	病 院 老 健 事 務 局 長	田間	宏紀	君
教育委員長	松田	隆作	君	監 査 委 員	松田	隆生	君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南	友敬	君	同 書 記	高井	美江	君
同 書 記	中川	泰成	君				

10. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 町政一般に関する質問

(午前9時 開会)

議長(小林一則君) 只今の出席議員数は14名で定足数に達しております。よって、平成20年第5回玉城町定例会議会、第2日目の会議を開会致します。

本日の議事日程はお手元に配布通りであります。日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

11番 野口繁君 12番 川西元行君

の2名を指名いたします。

議長(小林一則君) 次に日程第2．町政一般に関する質問を行います。

それでは最初に12番 川西元行君の質問を許します。

12番 川西元行君

12番(川西元行君) 議長にお許しをいただきましたので通告書に従いまして質問をさせていただきます。1番と2番がございます。

まず1番から災害対策について。まず水害。外城田川の氾濫の危険性。最近の岡崎や嬉野町の集中豪雨被害を見るにつけ玉城町もこの様なゲリラ豪雨を被った場合玉城町としての対策をお尋ねいたします。堤防の決壊の危険性、雨量計の装備はあるのか。誰が計量に行くのか。住民への避難勧告の基準はどのようですか。伝達方法はどうか。自衛隊への救助要請マニュアルはあるのですか。続きまして災害について。これから冬に向けての火災防止に付いて最近町内に空き家が増加しているように思われます。行政はその実態を把握しているのですか。もし把握していないようであったらこの問題を一度調査して頂いたらいかがですか。この問題は治安対策にも関連していると思われますので是非ともお願い申し上げます。

議長(小林一則君) 12番 川西元行君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 川西議員から災害対策についてのご質問をいただきました。町といたしましても住民の皆さん方の命や財産を守っていく上で防災対策は大変重要なことだと認識しております。具体的なお質問でまずはその事にお答え申し上げますと町の主要河川、外城田川あるいは宮川水系の汁谷川に玉城町の流域は大別されるということでございまして、宮川水系に付きましてはご承知のように平成16年の台風襲来によって災害が出ましたけれどもその後国交省、あるいは三重河川国土事務所に寄りまして災害復旧工事が施工され堤防の補強がなされたということございまして、外城田川水系につきましては昭和40年代にかけましてからの外城田川排水事業によりまして改修が行われまして、そして町といたしまして重要河川として指定されて管理に努めているということございまして、それぞれの河川の局部的には

改修の必要な箇所がある場合は、年次を追って対応していくという考えを持っているわけでございます。それから次の区分ではまずは風量計等の関係でございますけれども、これにつきましては伊勢の小俣町明野地内に設置されているわけございまして、観測につきましては三重地方気象台が自動測定を行っているという状況でございます。それから住民への避難勧告の基準とふうなことでのお尋ねでございますけれども災害対策基本法第60条及び玉城町の地域防災計画で規定を定めております。伝達方法といたしましては防災無線に寄りますところの放送、そして消防車及び広報車による町内の巡回そして場合によっては自主避難、あるいは避難勧告の放送等対応するということになっているわけでございます。さらに消防団員による戸別訪問あるいは区長の皆さん方にもお願いして、各戸に伝達していただくという態勢を取るようにしているわけでありまして、それから通常伊勢の自衛隊への救助要請のマニュアルがあるのかというお尋ねでございますけれども県の南勢志摩県民センター長を経由いたしまして知事に災害派遣要請を提出するということになっております。派遣要請につきましてはそれぞれの自衛隊の部隊等に通知することが出来るということになっております。それから火災についてのお尋ねでございますけれども、まず火災の発生状況を申し上げますと本年7月末現在で町内4件ということでございます。平成19年は13件、18年が9件という発生状況になっております。まず町の火災の態勢といたしましては、常備消防あるいは伊勢の常備消防の中で玉城出張所が対応するという態勢が取られているわけでございます。さらに災害面で申し上げますと4年程前に民間のシンクタンクが三重県で四日市に次いで2番目に安全な町だという評価をいただいておりますけれども、しかし最近の集中豪雨等を見ますと安心してはまいりません。又先般も県、玉城町、伊勢、度会町との合同の防災訓練にもご出席を賜りましたけれども、住民の皆さん方が日頃から地域に発生するであろう東海、東南海、南海地震の対応が必要だということのお話もあったわけございまして、阪神淡路大震災以降体に体感するいろんな被害のある地震が92件も発生しているという日本の国土の状況又その中でも家屋あるいは家具の倒壊による圧死で無くなった方が84%を占めているという状況でございますので一層住民の皆さん方にもこの防災対策を、日頃から注意していただく呼びかけもしてまいりたいというふうに思っている次第でございます。それともう1つは特にこれも三重県で我が玉城町が1番目で整備をしているということが先般新聞でも報道されておりましたけれども一人暮らしの老人の方あるいは要支援の方に対してのリストを把握いたしておりまして非常の際には直ちに把握し、連絡態勢を取るという態勢を取っておりますので、そのこともさらに充実してまいりたいという

うふうに思っております。以上です。

議長(小林一則君) 1 2 番 川西元行君

1 2 番(川西元行君) 外城田川沿いの勝田町のゴミ集積場に防災倉庫が2戸建てられております。それから外城田駐在所の前に1戸建てられております。もう1戸はちょっと忘れましたが合計4戸建てておりますけれどもその中身の状況はどういうものが整備されているのかお尋ねいたします。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 防災倉庫に収納している物品についてですが土嚢、木杭、スコップそういった防災資材の格納を主にいたしております。又非常用の食器、保存可能な保存食こういったものにつきましても町内に分散いたしましてそれぞれ保管をいたしているところでございます。

議長(小林一則君) 1 2 番 川西元行君

1 2 番(川西元行君) こちらから行きますと宮さんの下を通過して改善センターへ行く道がございます。左へ曲がると夢工房がございます。その隣に田丸町火災倉庫。回りは山でそれだけがどれ位の奥行きに建っているのか私も奥まで入って行きませぬので分かりませんが、中のガラスが割れたりしておりますして、ちょっと覗いて見ましたら社会福祉協議会の看板やら町の庁舎内に置いては邪魔だが、毎年要る物だからそこへしまってみるのではないかと私は推測いたしますけれど、あつてはならないことですがあそこは道すがら車が止まって子供たちを連れて奥へ入って行ったら、本当に危険な場所ではなかろうかと思っております。夢工房までは車で行けます。それから火災倉庫はその10m位向こうにございますのでそれらの1度調査をして頂いて何とか処分をしていただきたいと思います。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 只今申し上げました防災資材につきましては従来先程川西議員がおっしゃいました防災倉庫に一括して保管していたところでございます。ところが近年防災倉庫につきましては各所に増設をいたしているところでございまして、それを分割保管という形でそれぞれの防災倉庫に保管しているといったことから、従来の防災倉庫につきましては中に間仕切りを設けましてその部分の、向かって右側につきましては先程川西議員おっしゃいましたいろんな看板、それからその他の機材を入れておりますが左側につきましては防災資材専用の倉庫として使用しているところでございます。尚又周辺の整備につきましても目が行き届かないといった事にならないよう、充分目が行き届くような施策といったことで、最近気を付けているところでございますのでどうかよろしく申し上げます。

議長(小林一則君) 1 2 番 川西元行君

12番(川西元行君) どうもありがとうございました。

次に2番目として保育所改革プロジェクトチームの方々の視察研修について9月5日東員町幼稚園、保育園一体化取組の視察研修をされその後滋賀県大津町の保育所だけの所へ視察研修に行かれたそうですが東員町、大津町の結果をお聞かせ願いたいと思います。まだこの保育所プロジェクトチームは立ち上げて日もないことでございますけれども、もうそういう視察まで行っていただいたということはやる気充分で、暇を見つけて行っていただいているのだなと私は感じております。まずこの点につきましてお尋ねします。

議長(小林一則君) 副町長 坪井信義君

副町長(坪井信義君) 保育所改革プロジェクトチームについてのお尋ねでございますので、委員長をいたしております関係上私の方から答弁させていただきます。ご了承いただきたいと思います。保育所改革プロジェクトチームでございますけれども先程9月に実施しました視察研修についてということでしたがそれ以前に第1回第2回という形で6月1日に発足いたしております。その後月1回という形で会をもってございますので現地視察につきましてもそういった経過の流れと関連もございまして、ご質問の内容は研修のみでございましたが、若干その経過についてもお話させていただきたいというふうに思います。まず第1回目6月6日に会合を行いました。この中で今後のプロジェクトチームの取組というような内容につきまして検討したところでございます。そういった流れの中から協議をした段階で先日の視察を実施していきたいということを含めまして、相手さんの都合もございましたので本来8月に実施いたしたいと考えておりましたが9月5日ということになったわけでございます。このことは当然総合計画への位置付けもあり当初から今年度1年間をかけてまとめていきたいというふうな形で進めているところです。1回目につきましては現状の保育所の状況、特に田丸保育所についての案件的な事柄が多いわけでございますけれども、全体的には町全体の保育施設の施策の取組ということでございまして政策、財政も含めまして政策財政的に今後の幼保一元化あるいは時代に即した認定子供園等のお話も国の方から出ているわけでございますけれども、そういった事を包括的に審議していこうということでメインとしましては現状の田丸保育所、現在耐震の検査もいたしておりますけれども定員を20数名程上回っているという中でどのような形で対応していくのかそういった事も踏まえて1回目の時には保育所の状況ということでお話を申し上げたところでございます。それから町内に幼稚園はございませんから、他町村幼稚園へ通園している子供の実態、そういった状況も把握しながら現在の田丸保育所の状況と合わせて審議を行ったところでございます。そして2回目でございますけれども7月8

日に実施いたしまして、その事から今度は近隣の幼稚園の状況という所で議論に入りまして、近隣と言いますと旧小俣町さんなんかは明の星とか和順さんとかございまして、今までの経過からいたしますと玉城町の場合は近くということもございましてそちらの方に通って見える方が以前から一定程度あるというような把握をしております。全体的に見ますとほぼ横ばいと言いますか若干減少傾向ということで10名程度と把握しているところでございます。それと1回目の時に言いました三重県内の保育所の定員の状況でございますけれども大凡51人から100人程度。これは福祉施設としての考え方がございますので大規模と言いますか、大きければ良いというものでは決してございませぬし、私も従前保育所の担当しておりましたがその当ても200名を超える保育所というのは県下で3つあった。今も変わらないという状況です。その内の1つが田丸保育所という事でございますので全般的な保育施設の運用ということを考えますと平均的で51人から100人程度の保育所というのが一般的ということですので。全体の半数を占めている。それ以上になりますと101人から105人ということでこの範囲を含めるとほぼ県下の4分の3%がそういった人数ということになりますので若干町内におきましても外城田保育所がそれに該当しますし51から100という範囲内には下外城田と有田が該当するという事ですので、そういった状況を考えましても、若干定数規模としては大きいのではないかという現状の把握でございます。それから又認定子供園等の状況でございますけれども三重県内は現在の所ゼロというふうに把握しております。ただこの制度は都会の待機児童対策として国の方が導入されたというふうに受け止めておりまして、若干玉城町の現状からしてそして議論をしております幼稚園の設置あるいは幼保一元化というところを絡めながら検討しないと、即座に認定子供園の導入とういのは若干難しい所があるのではないかというふうに2回目の研修の中で議論いたしましたところでございます。現状は保育指導要領の改正等がございまして基本的に保育所と、幼稚園の格差というものがほとんど無くなってきている状況でございます。これからお話しします視察にお邪魔した所もそういった所が非常に顕著で何うことが出来ないという状況でございました。若干未だに行政の縦割りでございますので幼稚園の方は文科省、保育所の方は厚労省という関係で運営されているという状況でございます。そういった経過を1回目2回目踏まえながら3回目ということで現地視察というところでお邪魔しました。最初に三重県の東員町の方にお邪魔しました。これにつきましてはお邪魔した所は笹尾東幼稚園それにプラス笹尾第二保育園という所で幼保一元化に取り組んでおられる所でございます元々東員町の幼保一元化の取組というのはかなり早い時期から実施いたしておられます。現在は保育所が5園

それから幼稚園も同じく5園でもって町直営で運営をいたしております。ただ子供の減少化が東員町も進んでいる状況でございます、運営の効率化が求められるということでございました。そのことから幼保一元化に取り組んできたということでございます。そして少し大きな地域の相違点がございまして平成10年に幼稚園保育所の事務所管を教育委員会へ一本化されました。当町の場合は保育所につきましては生活福祉課そしてございませぬけれども幼稚園云々ということになれば当然教育委員会が、組織態勢が現状なっているかと思いますが、この東員町さんはそれを取組まれる時に幼稚園の方に一本化された。その後順次統合いたしまして平成20年4月今年ですけれどもお邪魔しました笹尾東幼稚園と笹尾第二保育園が一本化されて全ての町内の保育所幼稚園が当町もそうですけれども小学校区同様の形で一本化されたという状況でございます。そしてその全ての所が公立直営という運営をされておりますので、保育所のみという当町と環境的には同じくするものがあるのではないかというふうに思っております。場所に付きましては東員町立笹尾東小学校の敷地内ということで併設という形になっておりますので、学校の敷地内にそれぞれの保育園、並びに幼稚園も設置されているというところでございます。建物も今年3月に完成したという状況でございますので外観のみが新しいということであり、子供たちの利便性が非常に高いのではないかといい印象を受けました。まず天井も非常に高くっております。時代が違いますので同様に比べることは難しいかと思いますが、田丸保育所はうなぎの寝床のような細長く比較的天井も低いという状況ですけれども、そうではなく木造なのですけれども天井も高く、光を充分に取り入れる事が出来ますので今日の様な雨でもかなり明るいと言いますか、照明に頼ることなく非常に教室の中は明るい景観で作られておりました。そしてその木を使っているというのは、やはり子供たちにぬくもりを感じて取って欲しいと園長さんも強調されておりました。そして特徴的な取組といたしましては小学校との連携を深めるという事が重要なポイントとしてそのことから学校へ行かれるということですのでスムーズに小学校の移行が可能である。最近小学校へ行きますと保育所のままで小学校へ行っても授業を落ち着いて受けられない子がいて、学校からの話もございますけどこういった形で保育所、幼稚園そして併設の小学校ということですので日常的に小学校へ通う子供たちとも同じ敷地内でスムーズな連携が出来ているので一般に見られるような子供の動静というのは比較的スムーズに進んでいるというのが園長さんの実感でございました。又幼保の一元化の問題につきましては特に幼稚園保育所の区別はしていない。具体的に言いますと例えば服の色が異なるというような事はない。先程言いました暁の星とか和順さんですとベレー帽とか紺の制服とか明らかに見まし

て当町のようなスモックとは違うというイメージが非常に強いのですが、この町の場合にはそういった区別は全くしていないということです。基本的には全て園児は笹尾保育園児の扱いでやっておられるということです。それから保育時間の問題ですが幼稚園に付きましては午前9時から14時までということで当然幼稚園教育という観点がございますのでカリキュラムが組まれております。14時で幼稚園児については帰られる。そして保育園児に付いては当然その後の保育ということになります。特に園長先生が気を付けて見えるという言葉の中に印象に残りましたのは、保育園児に精神的な動揺が起こらないように14時前に幼稚園児には余り気づかれないようにずっと別室に移す等、いろんな配慮をしているのだと日常的な保育の中でお気遣いをいただいている点だとお見受けしました。家庭の事情で幼稚園保育所の選択は自由ということになっております。それは事務手続き上区分をしている。A子さんは保育園児、B子さんは幼稚園児というような状況でございます。保護者の幼保一元化への理解ということでございますが、これが非常に重要なポイントを占めているということで現場としては丁寧に保護者との懇談を繰り返し行ってきた経過もございます。一般的には幼稚園保護者の方が時間的な余裕もあり、所謂教育熱心な傾向にあるというのが状況として見られる。当然2時に帰るということですので、通常お勤めとかそういうことであれば私共のように4時半乃至は延長保育という事を利用しなければならないわけですが、2時に帰っても家庭で見られる状況でございますから当然その事は時間的な余裕があるという家庭的な背景がないと無理ではないかと思えますし、又カリキュラム等の問題もございますから教育という点については熱心な方が非常に多いということでございました。又幼稚園側の保護者からは保育所と一緒にということについて教育レベルの低下について懸念されたという事があるようです。しかしそのことは保育内容を幼稚園に合わせることで保護者の一定の理解を得ているということでございます。又当町でも出しております保護者に出します便りについては、不公平感を抱かないように全て園長がチェックして出しているということでございまして参観等の年間行事については親の負担等勘案しながら、行事という形で選別して双方に配慮しているという状況でした。それからもう1つ料金についてですが幼稚園児に付いては本来でしたら幼稚園の場合は授業料と呼ぶのだと思えますけれど、東員町さんの場合は幼稚園児につきましても先程の一体感ということで区別しないということでしたので3歳から5歳児で月額保育料として5千円給食費につきましては別途3千500円ということで幼稚園に通う子供につきましては合計月額8千500円でやっている。保育料につきましては児童福祉法に基づく徴収を行っており国基準を使っているということでございます。

従って保育時間は異なりますが、幼稚園と保育所での金額の格差というのが当然課題となっている部分がございます。又職員の身分についても全て教育委員会に所属しているということでございます。当然事務的な事を教育委員会で一元化したということをご冒頭で申し上げました。私共ですと保育所の職員に付いては生活福祉課の職員ということになっておりますが、ここは教育委員会に全て所属している。行政職1表ということでございますのでこれに付いては当町と内容は一緒でございます。組織については園長さん、それから副園長さんそれからクラス担任ということでそれぞれ主任制も置いている所ですので当町の保育所と若干よく似た内容ではないかと思っております。後障害児につきましても、当然相応の措置をいたしているということでございまして又実際の問題、幼稚園教諭とか保育士といったことにつきましても当町も大半が幼稚園教諭の免許を保持しながら、保育士ということでお勤めいただいておりますけれども、東員町におきましても同様でございましてそういった区別はなくクラス担当をしている。ですから採用した職員が幼稚園教諭だから幼稚園しか持たないということでなしに、保育所の方も随時人事異動により交流している。そして同様に入れたり替わったりという形で担当している状況でございます。最後に園長さんの言葉としましては「園児は元より保護者、職員共に不公平感が出ない様に細かな配慮をする事が重要であります。園児元気に帰宅する事がトラブル防止の最善策であるという毎日で過ごしております」ということで非常に熱心に取り組んでおられました。それからもう1件ですけれども川西議員は大津町とお話いただきましたが大津市でございましてこちらの方は民間でございます。社会法人夕陽会は夕陽と書くのですが夕陽会とお読みするそうです。本福寺保育園という名称でお寺さんということで西本願寺の本福寺というお寺の境内で、理事長はおじいさんということになられるそうですけれども、親子三代に渡りまして今年で創立80周年を迎えられるということでございました。従って歴史のある民間の保育施設というふうな状況でございました。そして社会福祉法人で運営しておりますので三重県ではないと申し上げましたが、こちらでは認定子供園の指定も受けているということでございます。またこの園長さん62、3歳位だと思います。女性の方ですので詳しい話はお伺いしませんでした。女性の方で日本福祉協会の副会長もしてみえるということで大変ベテランの園長さんでございました。保育行政の状況についての非常に見識の高い方だというふうに拝見させていただきました。元々は本福寺の個人財産を活用した中で農繁期保育というような所から時代が80年になっておりますのでスタートされたということでした。保育所の運営につきましても首尾一貫して取り組んでおられる事というのは当然当たり前のことではございますけれども、子供

と保護者の立場で、保育運営を考えていきたいというようなことでございました。実際は2つ第一保育所と第二保育所ということでやってございまして併せると定員が279人というようなことで数字的にはマンモス園のようになるのですが2つに分けてございますのできめ細かな工夫も随所にされているということで開園時間は午前7時から午後9時までというようなことでやはり民間という状況がございますので子供優先、保護者の立場に立ってという観点から若干幅広い時間帯で運営されている状況でございました。保育料は幼稚園月額2万円食事も入れております。そして保育料に付きましては国の基準に併せてやっているという状況でございます。最後に両園に共通して言えることは園長さん自身が輝いている中でやはりこの保育幼稚園一元化についても、必要なのは人材であるという事を大変強調されておりましたので新しい組織を作るにあたりまして、やはり人材育成を大切にしていかなければならないというふうに感じまして帰ってまいりました。少し長くなりましたけれどもプロジェクトの視察報告ということでございましたので申し訳ございません。

議長(小林一則君) 12番 川西元行君

12番(川西元行君) 只今副町長さんより短期間の間にあちらこちら研修視察をなさってきめ細かにご説明をして頂きまして、本当にありがとうございます。よく分かりました。私は素人考えで初めは田丸保育所が手狭になってきたらどこか用地の広い所をお借りするか、買ってそこへ移動するのではないかなというような考えで思っておりましたが6月に事項書をいただいた時に保育所の改革というプロジェクトチームの設置ということが載っておりましたのでこれは改革と載っている限りはただこちらを破って、こちらに建てて新しい所ではないかと私もうすうす感じてはおりましたが、只今の副町長さんからのきめ細かなお話を聞きまして本当に有り難うございました。最近では保育所と幼稚園と分かれてやってみえる所も多いそうですけれども、やはり幼稚園となると、今も副町長が申されましたが教育委員会関係になりますので青少年中年長の方は結局ある程度しつけと言うか、学問まではいかないけれど幼稚園の子供たちに対応するのと、保育所の子供たちに対応するのとは違った対応をするということは私もお聞きしておりましたが、玉城もそこまではまだ早いですけれども、これからまだまだいろんな方面で皆さんのご意見も聞き保護者の意見も聞きなかなかスピーディーにやっていただいておりますので私も大変感銘を受けました。早くやって頂いているのですがこれからはいろいろな人材も入れて、お話をいただいた時には女性の現場の職員が入っていないではないか、園長も入っていないではないかという意見も議員の中でも多々ありましたけれども、私は家に帰って事項書をゆっく

り見たらその時その時に応じて現場の先生なり、園長経験者の人も入れて頂いた方が良いという考えで進めていただいていると私は思っております。どうも長時間ありがとうございました。これをもちまして私の質問は終わらせて頂きます。

議長(小林一則君) 以上で12番 川西元行君の質問は終わりました。

次に2番 風口尚君の質問を許します。2番 風口尚君

2番(風口尚君) それでは、只今議長のお許しを頂きましたので2点程お尋ねしたいと思います。まず1点目が玉城病院の運営状況という事でもう1点目がスポーツ施設という事でこれはフィットネスクラブとこの様なことで2点ほどお尋ね申し上げます。

まず1点目の玉城病院の運営状況ということに付きまして、急激に進む高齢化によりまして医療費はどんどん増えて日本の保健制度は財政的に大変厳しい状態にあると聞いております。そしてその総医療費の20%が薬剤費だそうでございます。今は医薬分業時代でありますからお医者さんの前なり横なりに調剤薬局というのがございまして、私も不本意でございますけれど1ヶ月に1度はお伺いしているような状況でございましてそこでよくテレビでも前からやっておりますが、ジェネリックという文字をよく見るわけでございます、新薬の20年あるいは25年というふうな特許が切れた後に効き目とかあるいは成分が同じの、後発の医薬品が販売されるということをお聞かせして頂きますと、どうして安いのかと言いますと先発の医薬品に対しますと開発費がかからないとそんなことだそうございまして、これは勿論ドクターの判断でございますから大変答弁はしにくいかと思います。思いますが今本院でこういうような医薬品が投薬されているのか、そういうことを聞きたいと思えます。薬価が安いですから当然患者の負担が大変安くなる。あるいは家計が助かるとこういうようなことがあると思えます。しかも医療費の抑制に繋がる。こういったジェネリック医薬品の投与状況あるいは今後の考え方と言いますかお尋ねしたいと思います。これがまず1点でございますもう1つは患者の受診態度と申しますか先月31日に伊勢の観光文化会館で救急医療を考える集いというのがございましてちょっと私行って参りました。消防署の方々のお話あるいは具体的に言いますと日赤の先生、市民病院の先生の救急に対するお話だったのですが、そこで消防署のお話の中で救急車を正しく利用するというようなお話がありました。前年度伊勢管内の救急車の出動件数が5千678件だそうでございます。その57%が軽傷患者だったそうございましてどうして救急車を利用したのかと言いますと、救急車を使うと無料である。あるいは救急車で行くと早く診てもらえる。もっとあった

のですが大体主だったことで、もう1つは自分が行ける車が無かったとかそういうふうなことを申しておりました。全てモラルの問題かと思えます。又最近コンビニ受診という言葉がよく使われますよね。コンビニに行くような感覚で受診に行く。夜間に行ったりあるいは時間外に行ったりというようなことでそんな方がだんだん増えていると聞いておりました、ある自治体では特別に料金をいただくようなことも考えているというようなことが、何日でしたか新聞にも出ておりましたけれどもそんな事とか、今教育の現場ではペアレントとかあるいはお店ではカスタマーとか言われておりますが医療関係ではペイシエントと呼ばれておりますモンスターが出るような時代でございます。そういうような全てモラルの問題だと思いますけれども時代が悪いのか社会が悪いのか分かりませんが、本院におきましてそういった事があるのかどうか。又どういった対応をなさっているのかちょっと知りたいなと思ってお聞きしたいと思えます。病院の関係の最後3点目でございますけれども医療体制ということで医療スタッフのことでちょっとお聞きしたいと思えます。本泉院長先生を迎えまして大変熱心に病院の改革に取り組んでおられることは承知しておりました、収益面でも大変成果も表れていると聞いております。又職員とのコミュニケーションも大変大切にされて努力なさっているということも職員の方から聞いておりました、大変感謝申し上げますけれども今医師不足あるいは看護師不足と言われている中で、冒頭に申し上げました医療救急を考える集いの中で、先生がおっしゃっていましたが、医師は少ないかも分かりませんが何処へ行っても良いというような時代になりましたので都会へ、都会へ先生が行かれるという事が大変強くて田舎の方へは来ないという大変格差が出ていると、その事をおっしゃってました。ですから医師不足という事でもないのだとおっしゃってました。そうなのかなと思って聞いていたのですが本院でも特に看護師不足というのは否めないですね。一人一人大変負担が大きくなっているようでございまして従って休暇が取れないとか、他に働き場所を求めるとか所謂悪循環になっていると私は思うのですが、スタッフを揃えるのは大変難しいですね。難しいと思えますけれどもやはりスタッフがいないとなかなかやっていけないわけですから今の状況又今後、そして昨日も職員の定数条例の改正ということも上程されましたけれども、そういう事も含めましてお尋ねしたいと思えます。

議長(小林一則君)2番 風口尚君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 風口議員から玉城病院の運営状況についてのご質問を頂きました。日頃から玉城病院の運営につきましているいろんな面でご支援いた

いております事はお礼申し上げます。又議員各位には7月でありましたけれども北海道夕張の方の医療センターもご視察いただいてそして夕張市の破綻から公設民営の取組、特に在宅予防を重視した形での運営ということで直接研修を受けていただいたわけです。19年度の玉城病院の決算に付きましても先日提案申し上げましたが昨年4月に本泉院長をお迎えいたしまして職員一同努力しているわけであります。入院患者数は前年度比12.1%増加いたしておりますし又医療収益も前年度比8.9%増収となっているということでございまして医療の収益比率も前年度より6.4ポイント向上し86.2%改善が図られているということでございます。より一層町民の健康を支え皆さんから支えられる病院となるよう院長始め職員鋭意取組をして参ります。今後共よろしくご支援賜りたいと思うわけであります。ジェネリック医療品に付きましては国の施策でもありまして、患者の負担軽減にも繋がることから当病院におきましても積極的に取り組んでいる状況でございます。詳細は病院老健事務局長から報告いたさせます。次のモンスターペイシエントにおきましてですが日々の中では患者とトラブルが起こっている部分もありますけれども、職員は常に誠意を持って対応するように接遇研修を行っているところであります。不当な要求もあるのは事実でございます。尚その事案につきましては職員として責任を持って毅然とした態度で出来る事、出来ない事を明確にして説明を果たしていくことを第一としている次第でございます。次に医療体制でございますけれども、これに付きましては全国的な問題でございます。国においても議論なされておりますけれども、医療制度改革によりまして、医師や看護師の不足が顕著になってきているということでございまして、特に地方におきましては地域医療に大きな影響をもたらしているという状況が表れてきているわけでございます。この背景につきましては新人の医師が出身大学の医局で働くということではなしに、自由に研修先の病院を選択出来るという新医師研修制度が平成16年度にスタートした事によりまして研修医の大学離れが進んでいるということでございます。そして労働条件が大変厳しい病院勤務を避けまして、開業への指向が集まっているという事も医師が地方から離れていくという原因の1つであると言われていたわけでございます。また看護師につきましても手厚い看護や労働を目的として平成18年度に導入されました看護師の病棟配置基準の引き上げが要因という形になっているわけでございます。患者7人に対して1人の態勢ということが要因になっているということでございます。現在病院あるいはケアハイツにおきましても常時看護師の募集を行っている状況でございます。何と言いましても労働環境条件の整備が重要でございましてその1つの取組といたしまして先日提案させていただいております職員定数条例を改正し、より良い

人材確保に向けて取り組んで魅力のある労働環境を作っていく。働きがいのある環境整備の取組を、進めていかなければならないと考えているところでございますので、今後共よろしくお願いを申し上げます。尚補足は事務局長からいたさせますのでよろしくお願ひ申し上げます。

議長(小林一則君) 病院老健事務局長 田間宏紀君

病院老健事務局長(田間宏紀君) 病院の運営に関します細部にわたるご質問ですので私の方で答弁の補足をさせて頂きましますので、ご了承賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。第1点目のジェネリック医薬品の処方状況という内容でございます。風口議員おおせの通り厚労省の発表によりますと19年度医療費の動向といたしまして医療費に付きましては33.4兆円前年度比で3.1%の増、その内調剤関係につきましては5.2兆円ということで構成比にいたしまして15.5%の状況というふうなことでございます。又後発医薬品というのは特許権が切れた先発の医薬品について薬品メーカーがその特許の内容を利用し製造した、同じ主成分を含んだ医薬品のことでありまして開発費用が安く抑えられることから薬価が安くなり、薬価が安くなることにより医療費も下がり、そして又通常患者さんの自己負担も下がるというふうな後発医薬品でございます。この日本におけます後発医薬品の数量的なシェアにつきましては18年度で16.9%欧米諸国と比較いたしますと普及が進んでいないのが現状というふうな事。これら普及を妨げる理由といたしまして一般的には安定供給がなかなか難しいという後発医薬品メーカーの問題とそして後発医薬品に対する医師、薬剤師の認識不足と言いますか以前後発医薬品として出されていたものが非常に粗悪であったということから医師、薬剤師の中では不信感等が否めないと言われております。厚労省におきましては後発医薬品の数量シェアの方を平成24年までに30%以上にするというふうな目標を立てまして後発品の使用促進に繋がるようアクションプログラムというものを立てまして取り組んでいるところでございます。これらのことから診療報酬上の外来処方箋の様式というものも2年前18年4月にまず変更されました。外来処方箋につきまして医師が処方箋中に後発医薬品への変更が可という欄に署名すれば、後発医薬品に変更して調剤する事が可能というような様式変更がなされたところでございますけれど2年前の変更があったにもかかわらず利用度があまり伸びなかったということから、この20年4月の診療報酬の改定におきまして後発医薬品への変更が認められない場合後発医薬品への変更不可欄に署名するということで、逆ということで以前は署名することによって可能であったがこの4月におきましては後発品への変更が不可の場合に署名するというふうなことで、様式変更がなされたところでございます。当院におきましては現状といたしましてこの外来処方箋に

現在変更不可の署名はございません。という事は後発医薬品への変更は全て可能というふうな形で外来処方を行っているところでございます。しかし処方いたしました医薬品の的確な種類の把握をする必要性がございます。その点で調剤薬局さんにおきまして変更した場合には、病院の方に後発医薬品の種類の報告をお願いしているところでございます。そしてこの報告に基づきカルテの方にも薬の記載変更を行っているというのが現状でございます。そして入院又当院におきます院内での取り扱いの状況でございます。今年8月の時点で医薬品全品目716品目でございます。その内後発医薬品の有る物に關しましては333品目。構成比といたしまして46.5%の構成でございます。残りの383品目につきましては後発医薬品が無い先発医薬品しか無い薬品でございます。現在使用しています後発医薬品の品目数といたしましては68品目ということで構成比にいたしますと20.4%の構成比となっております。又当院におきます現在の医療の療養病床につきましては検査薬品等が包括的な診療報酬の点数方式で計算されます。又介護老人保健施設に付きまして同様の点数方式でございますので、日々積極的に医師と薬剤師が連携を取りながら後発品の使用促進をしているところでございます。しかしここで後発医薬品につきましては留意すべき点がございます。1つには後発医薬品と言いますのは特許が切れた薬品ということで、古い薬品というような言い方がされるかと思いますが種類も限られるという点、逆に医療は日進月歩でございますのでどんどんと新たな新薬が発売されている。又同じ後発医薬品でもメーカーさんによりまして5、6種類、多い種類でありますと35種類というふうな同じ薬でも種類が存在する場合がございますので、名称等に付きまして非常に似た場合があります、在庫等の管理上の問題なりそれを間違えて投与する医療事故に繋がるケースもあるというふうに言われております。後発医薬品につきましては主成分等は全く同じでございますけどそれを繋ぎ合わせる添加物というふうな物がございます。米国等におきましてもこの添加物、後発医薬品の場合は同じ物を使うことになっておりますけれども日本の場合、この添加物が違ってても良いというふうな形で許可がおりておりますので、注射剤等他剤と配合して使用する場合につきましては、添加剤の違いから、先発医薬品では、起こらなかった科学的な変化が起こる場合がありますので、添加剤がどのような物が使われているのか確認をしながらやる必要性があるということで当院におきましてもやっている状況でございます。いずれにいたしましても当院におきましては医師と薬剤師が研鑽を積みまして、医薬品に関しても情報を共有化し積極的に取り組んでいるところでございます。次に2点目の患者の受診態度につきましてです。特に大きく問題化するようなコンビニ受診に該当することはないというふうに認識しております。

すけれども終了時間後見える患者さんで数回続く場合につきましては、急病でない限り、なるべく時間内に診療をいたしてもらうようお願いいたしているところでございます。又時間内に連絡がありまして時間外になりますけどという場合につきましてはスタッフを待機させたり臨機応変に対応を取らせていただいているのが現状でございます。又当院におきます夜間、休日につきましては、当直医は勤務しておりますが大学からの派遣医師が多くなっております。専門分野の違いなり又夜間休日におきましてはレントゲンなり検査のスタッフが不在となっておりますして対応をしかね検査等が出来ない等対応しかねる場合がありますので病気の状態によりまして専門なり、救急の病院を紹介させていただく場合がございますので、ご了承賜りますようよろしくお願いいたします。モンスターペイシェントに関しましてですが苦情処理というふうな部分につきましてはマニュアルを作成し対応をはかっているところでございます。又外来病棟に患者様又家族様から意見を出して頂けるような意見書箱というものを設置いたしましてその対応につき月1回検討を重ねまして、対処につきましても廊下の掲示板に掲示し対処という形で公表しているところでございます。苦情が度を越しまして暴力行為なり器物破損というふうなケースにいたる所はまだ無いというふうに認識しております。基本的に苦情に関しましては、やはり患者の立場になりまして苦情というものに対しましては貴重な意見として捉え誠意を持って対応することとしており、苦情の多くにつきましては接遇に関する苦情の部分が多うございます。そしてこの接遇に関しまして対応といたしまして、そういうご意見を頂きましたらその都度ミーティング等を実施し周知をはかり研修会を実施したり又外部研修に職員を参加させたり積極的に取り組んでいるところでございますし、今後におきましても取り組んでいきたいというふうに考えております。不当要求に近いケースの場合につきましては町長答弁の通り毅然とした態度で職員は対応するよというふうなことにしまして、研修会等で周知をはかっているところでございます。又この5月に暴力団の関係で不当要求防止責任者というものを設置いたしまして、そういう場合につきましてはその担当が対応するよというふうな内規も定めておりますし当院におきましてはインフォームドコンセント、説明、理解、合意というものを基本に職員研修会等も随時開催し取り組んでいるところでございます。次3点目職員体制というふうなご質問でございます。それにつきましてはこの看護師不足という問題に関しましては、この地域という部分だけではなくに全国的なものでございまして看護師の採用困難な状況として看護師の需要と供給のアンバランスというものが指摘されているところでございます。全国レベルでの厚労省の第6次看護職員需給見通しというふうなところを見ましてもアンバランスというも

のは当分続くとされております。因みに同報告書によりますと看護職員需要数と言いますのが18年度の時点で131万4千人。22年に140万6千人に達すると見込まれております。逆に供給数につきましては18年で127万2千人。22年度には139万1千人という形で見込まれてございまして18年におきましては4万2千人の不足。22年の就労時におきましても1万5千人の供給不足というようなものが厚労省からの見通しとして発表されているところでございます。このような全国的に見ても絶対数の不足に加えまして、さらに採用を難しくしている要因といたしまして町長答弁の中で申し上げた通り看護配置に関する診療報酬の改定がありまして、看護師を従来よりも多く配置することにより、病院収入が増えるというようなしくみになったことによりまして、大病院なり都会の病院の方に偏在しているというふうなものが現状でございまして。当院におきます看護職員の現状といたしまして法定におきます人員というものは、クリアしておりますけれども夜間等のローテーションを組む関係上非常に厳しい体勢になっております。9月の配置に付きましても、看護師長が夜勤に入らざるを得ない体勢というようなことで異常体勢でございまして風口議員仰せの通り、悪循環になってきているということで私も認識しているところでございます。又この9月におきまして看護職員につきましては出産に伴います休暇なり休業職員が3名、病休者が1名ということで、この補充がなかなか出来ていないというのが現状でございまして、早急に職員採用をし対処していきたいというふうには考えておりますが、先日も募集の広告を入れさせていただいたところではございますが非常に厳しいのが現状でございまして。又今後の対応をいたしまして看護師の確保定着というものに繋がる為にも、今回職員定数条例の改正もお願いもいたしているところでございますし労働環境、雇用条件というものも随時見直しをはかっていきたいというふうに考えておりますし、又人材育成という部分につきましても重点をはかっていきたいと思っております。後医師不足の問題でございましてけれども現在当院におきましても、4名の医師を配置すべきところ常勤2名というところで大学からの派遣医師に頼っているところがございまして。医師の配置基準といたしましては通常16人の患者さんに1人というのが普通になっております。計算上の法定人員と言いますのは今申し上げた通り大学からの派遣でクリアしておりますが何よりも早期に常勤医師を確保したいというふうに考えているところでございまして、これに付きましても非常に難しい問題でありますので最大限の努力はしておりますけれども、ご理解を賜りますようよろしくお願いしたいと思います。又人員確保という部分の中で長期的な対応ということで、今年三重県におきます単独の奨学金制度というものが改正されました。医師及び看護師を養成する為の奨学金制度という

ものでございます。この三重県の制度改正に伴いまして三重県の改正と併用出来る町単独奨学金制度が導入出来ないかというふうなことを、今後調整をはかりながら検討していきたいと考えておりますし、又医師確保に繋がる取組といたしましては、大学医局との連携実施という部分につきましても今後検討していきたいというふうに考えているところです。以上です。

議長(小林一則君) 2番 風口尚君

2番(風口尚君) 有り難うございました。ジェネリックに付きましてはかなり使用なさっているのかと思いました。例えば同じ胃腸薬であってもいろんなメーカーが同じ物を作っている。それぞれ薬価基準が違いますからその中で一流二流といったことで位置付けられるのかなと私は認識しておりますがそういうことから言いますと、玉城病院は大変良い薬を使っているというふうに思っています。そういう意味では患者さんには大変有り難い病院だと思っておりますけれども日本のシェアは16.9%とおっしゃいました。欧米では40から50と聞いておりますけれども制度が違うわけでありますから一概には比較出来ないかと思っておりますけれども、調剤薬局が先生の署名が無ければ使用出来るということをおっしゃいましたがちょっと私が思うにはジェネリックを使いますと薬局の経営面で申し上げますと売れ行きが減りますよね。売上が減少します。その辺りは何か救済措置があるのかその辺お分かりでしたら教えていただきたいと思っております。

議長(小林一則君) 病院老健事務局長 田間宏紀君

病院老健事務局長(田間宏紀君) ジェネリック医薬品の調剤での処方でございますけれども、ちょっと手元資料がありませんので正確な名称では答えられませんけれども調剤薬局におきましてジェネリックを使用した場合には別途後発品使用というようなことで加算点数というものが付きますので、私答弁の中で申し上げました通り通常患者さんの負担が下がると言いますのは、希に加算点数が付くことによりましてジェネリックにしたから必ずしも全部安くなるというものではないということではない。逆に加算が付くことによって個人負担が上がるケースも希にはありますが、あるということでございますので全てにおいて調剤薬局の方では、経営面の方で切り替えないということではなしに診療報酬上におきましても、後発品に切り替えることによって調剤薬局にも加算点数が入る仕組みになっております。以上です。

議長(小林一則君) 2番 風口尚君

2番(風口尚君) よく分かりました。後発医薬品の中でも先程おっしゃられましたように1つの薬品の中にも何十社が同じような薬をつくっているというようなことで全て薬価基準が違ふと思っておりますが、うまく言えませんが薬のレベルが違いますからそういった所から先生方あるいは調剤師さんの使用が

非常に難しいということはありませんか。そういうことを言われましたね。

議長(小林一則君) 病院老健事務局長 田間宏紀君

病院老健事務局長(田間宏紀君) 答弁の中でも私申し上げましたがやはり管理上の問題と経理的におきましては在庫の保有をどこまで抑えるかという所、そして又名称が非常に似通った部分がございますので、それらの点で医療事故に繋がらないような対策というふうな所等につきましても、非常に問題点として挙げられているところでございます。

議長(小林一則君) 2番 風口尚君

2番(風口尚君) ありがとうございます。次2点目は玉城病院ではあまり無いと思っていたのですが、救急病院ですとかなりお医者さんが疲弊している状況であるわけですが、だんだんと理不尽な事を言う方は増えてくるかと思えますけれども、町長も又局長もおっしゃられましたように毅然とした態度でのぞむという事がとても大事な事かと思えます。7月に北海道夕張市の夕張医療センターの村上先生が、住民をしかったというようなことをおっしゃられた。それで町長さんでしたか市長さんでしたか夕張の話ではないですが「この人はすごい。この人についていこうと思った」というようなことをおっしゃいましたけれど、やはりそういうような町民に言われるようなことばかりでなく、やはり地域住民の意識でありますからそういうような態度でそういった方には望んでいただく。これが公平な事だと思っております。後3点目の医療体制でありますけれどもなかなか大変厳しいのはよく分かっております。なかなか経営者といたしましてはスタッフがいないとやっていけませんから頭の痛い所でありますけれども、働く側にはそれなりの魅力がないといけませんね。例えば環境問題。その中には仲間とか又給料面だったりあるいはトップの姿勢とかそういうようなことで例えばトップであればこの人についていけば今は、給料は低いですが何か幸せになるかもしれないなというそんな魅力が、病院におきかえますと先生であるのか事務局長であるのかそういうようなことも私は必要かと思えます。ある本に顧客を満足させるには、従業員を満足させなければならぬというふうなことが書いてありました。それをおきかえますと患者さんを満足させるには医療スタッフを満足させなければならぬ。私の言っていることは非常に難しい事でありましてけれども1つの意識だと思えます。意識を持っていきますと多分ですけれども良くなってくると思えます。どうかその辺希望を抱かせる職場にして頂きたいというふうなふうに思います。この件はこれで終わりたいと思えます。

議長(小林一則君) 風口議員の質問の途中でありますけれども項目の変わる所ですのでここで10分間休憩を取らせて頂きます。

(午前 10時28分 休憩)

(午前 10時38分 再開)

議長(小林一則君) 再開いたします。休憩前に続きまして一般質問を続けます。2番 風口尚君

2番(風口尚君) スポーツ施設という事でかっこしてフィットネスクラブと書きましたけれども昨日も65歳以上の方々が3千200人強でしたか21%という事をお聞きしましたけれどもそれからいきますと今5人に1人が65歳以上の方でありまして2015年にはベビーブーム世代が前期高齢地点に達しましてその10年後には高齢者人口がピークを迎えるということだそうでございます、尊厳を持って最後まで自分らしくありたいというのが誰もが願うことでありますけれどもそれには元気でなくてははいけません。認知症になるべくならないようにしなければいけない。元気であれば医療費もかからない。特に我が町は女性の平均寿命が県下であります。非常に高く誇れるものであります。私は好きと言いますか興味があるので温泉なり他の自治体なりの施設に伺うことがあるのですけれど1つは体の為でありまして1つは勉強の為であります。そこに今回の質問のテーマからいきますとスポーツジムがあったりあるいは温水プールがあったりします。経営は町営であったり第3セクターであったりします。その姿を見ておりますと利用者は大変生き生きとして歩くような機械に乗ったりあるいは温水プールで歩いたりと実に生き生きとした姿をよく見かけますのでこういった元気な高齢者の町、玉城にもこういったスポーツ施設が出来ないかどうか。これは1つの手段でありますけれども、高齢化社会でありますからこういった事をどのような所感をお持ちなのかお聞きしたいとそういう事で、質問させて頂きました。よろしくお願い致します。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) スポーツ施設についてのご質問を頂きましたけれども、特に施策の柱の中にもありまして、福祉施策を重点的に取り組ませて頂いているわけでありまして今お話をいただきましたように65歳以上の人口が3千200人高齢化率21%というのは全国平均の数字でありますけれども特にうれしいのは三重県で1番の女性長寿の町で86.3歳ということでございます。先般日本の女性が世界1の長寿だというふうなことで85.99歳。それを上回っているという数字でございますけれども、いろんな皆さん方のご理解をいただいて、予防の事業成果が出ているのではないかと考えておりますけれども、最新のデータを見ますと2035年には認知症の方が今の2倍の45万人になる。あるいは又認知症の入院患者が9年間で倍増しているというこ

との結果が表れてきているという状況でございます、さらに一層高齢者の方々の健康管理についての施策を、進めなければならないと考えているわけでございます。特に健康管理センターあるいは又教育委員会所管あるいは社会福祉協議会等でいろんな事業活動を進めているわけでございますし、最近では特に一般の方々が例えば毎週日曜日に城山を歩く会だとかあるいは的山を歩く会というふうな活動も続けられておりまして、年々参加の方が増えている。まさに住民の皆さん方の中にも健康管理をしていこうという気持ちが高まっている。大変うれしい事だというふうに思っている次第でございます。出来ればこういうふうな施設が町の中にあるという事は、非常に望ましいと思っているわけでございますけれども、やはりいろんな経理面あるいは運営面等非常に難しい面がこういうものにはあるわけでありまして、具体的に近くで3つなり4つなりの業者の方によってそういう施設が整備されていて毎日のように利用されている方もあるということでございます。そういった所への玉城町進出へついて働きかけるのはどうか。働きかけたいなというふうに考えているわけでございます。さらにいろんな住民の皆さん方のご要望に応える形での健康増進事業に取り組んで参りたいと思っている次第です。よろしく申し上げます。

議長(小林一則君)2番 風口尚君

2番(風口尚君) ありがとうございます。玉城町は子育て支援が大変充実していると思います。これからは高齢化社会でありますからこちらの方へも目を向けないといけないと、このように思うわけでありまして2015年には高齢世帯は約1千700万世帯になるそうであります。今も町長おっしゃられましたように認知症の方も段々と増えてまいります。少し前に認知症サポーターさくらという会の名称で活動なさっておられます。今60名程の会員さんがいらっしゃるということで大変感謝しています。認知症になるべくならないように何ヶ月か前に名古屋の先生でしたか、福社会館で認知症についての講演がございました。運動がやはり第1だというふうに先生はおっしゃっておられました。えらくなるまで運動するという言葉を使っておられましたけれども、そういう意味からいきまして今回このような質問をしたわけございましてどうしてもというわけではございませんけれども1つの手段ということでこれからこういった事を検討課題にして頂きたい。このように思って質問したわけです。よろしくお願ひしたいと思ひます。これで私の質問を終わりたいと思ひます。有り難うございました。

議長(小林一則君)2番 以上で風口尚君の質問は終わりました。

次に10番 奥川直人君の質問を許します。10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) それでは議長のお許しを得ましたので質問を3点させて頂きます。一般通告書に基づきまして1点目は新田町・妙法寺地区区画整備中止に伴う予定地に対する農道整備について。2点目農道勝田町土羽線の交通安全確保について。3番目20年度生産調整の課題と21年度の考え方について。この3点を質問させて頂きます。

1番目でありませんが新田町・妙法寺地区の区画整備中止に伴います予定地への農道整備について質問いたします。少し経過を振り返ってみたいと思うのですが昨年11月22日に玉城町議会に新田町の区長様より2点の請願書をいただきました。1点は新田町・妙法寺区画整備中止に伴う都市計画道路の早期着工に関する請願と、もう1点は同地区の区画整備中止に伴います区画整備予定地への農道整備に関する請願書であったわけです。この請願書は12月の議会で追加議案として上程されまして議会として総務産業委員会で検討するという形で可決いたしました。その後総務産業常任委員会の審議を踏まえまして3月に上程されまして請願1の都市計画道路につきましては佐田山から新田町間約420mであるJRを高架で通ってその費用としましては14億円かかるということで現状では実施の目処もいろんな道路整備もあって立っていないということで、多分賛成8名反対5名だったと思いますけれどもそういった状況の中で可決されました。今日質問します請願2の方につきましては区画整備の予定地が25ヘクタールございまして農道整備については議員全員の皆さんが賛成で可決されたということで、議会で可決した以上議会として我々も、責任を持って請願を提出された方々の気持ちやご意見等をお聞きしながら、早期実現に向けて取り組まなくてはならないとこのように考えており今日質問させていただくわけでありまして。都市計画道路につきましては昭和47年に設計されたということで私が18歳で就職したころにその計画が出来たということで、それがまだ現在も玉城町の都市計画として生きております。37年経った現在JRの高架の問題とか10億円かかるという事で財政、必要性又町民の理解等を考えますと大きな課題を抱えているのかというふうに思っています。それと請願1の先程言いました道路の問題と請願2は身近な農道の問題。請願1の方が大きな課題を抱えているという事で同時に進めるという事にはならないと思います。そこで今回の質問は請願の2の区画整備予定地の農道整備これは都市計画の中で37年間放置されていたということで、住民なり耕作者の方にも大変ご迷惑をかけている問題であります。土地の有効活用及び農業の生産性の問題又働きがい、生き甲斐そして当然高齢者の方も多くなってきておりますので住民と耕作者の方々と、行政とが協力しながら早急に対応していただきたいということで、今回行政の請願に対する今後の考え方なりをお聞きしたいと思っております。よろしく

お願いします。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 奥川議員から新田町・妙法寺地区の区画整備中止に伴う予定地への農道整備の経過についての縷々説明も頂きました。町としてあるいは関係の地域の皆さんにも長年の懸案の問題でありましたけれども、昨年中止をするというふうな形での結論に至ったわけございまして、その後請願が提出されて議会での取り扱いの決定をいただいたということでございました。この事に付きましても関係する代表の方が私の方へもお越し頂きましたし、最近も8月中旬でございましたけれどもお話を聞きますと新田町の在住の地権者の方で集会をされたということでございまして、その内容はやはりこの将来の土地の有効利用に関しまして道路の拡幅、或は新設等地元としてどんなふうを考えていくのが良いのかというふうな事の、皆さん方で意見交換があったと伺っております。その意見交換の結果赤道を基本といたしまして、道路拡幅には地権者の方々が全面的に協力をしていくという事になったというお話を伺っているわけでございます。さらに関係する新田町以外の地権者の方へも協力を求めていくという事の、申し合わせがあったという事でございました。引き続き代表者の方による会議を開きたいという情報を頂いているわけでございます。しかしご案内のようにやはりこの道路整備は相当の費用がかかるわけでありまして、町内の幹線或は自治区からの要望等もたくさんある中でやはり財政の事を第一に考えながらないとこれを採択させていただくわけにはいかないわけございまして、今後町全体の道路整備計画という中で、検討していかなければならない状況でありますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 有り難うございます。私も地元の方々とこれまでに先般3月の請願を受理したところから話をさせて頂いておりまして先程町長がおっしゃられましたように、住民の方々はとにかく早くやって欲しいということですが、それに対して土地をどのように使っていくのかということも充分ご理解いただいて進めているということで、今計画を作成して町の方へ提出して、町と検討を進めていけたらというふうなご期待を持っておられました他の自治区の皆さんとも話し合いもされているということで、町長がおっしゃっておられますいろんな意味での協働の作業になってきておりまして、この活動に付きましては専門的な立場で、行政からのご指導をして頂きながらお互いがうまく事が進むように、協働の作業で早期実現に向けてお願いしたいという事でこの質問については終わらせて頂きたいと思っております。こ

れに付きましてはよろしく申し上げます。

続きまして2点目の田丸の外城田川線に多気町土羽に走っている農道があります。町道の勝田町土羽線という名称だそうではありますが交通安全確保について質問させて頂きたい。この町道は当然皆さんご存知だと思いますけれども全て田んぼの搬入口がずっと見てもらいますと、あの道路沿いについているわけでありまして完全な農道という形の物だと見受けるわけですが、最近機械の大型化が進んでいる今日、地元の住民の方も本当に危ないなというふうに思っておられるでしょうし、又我々もいろんな形で役場へ来る時あの道路を利用するわけですが田植えの時期とか稲刈りの時期なんか今ホッパーで軽トラを止めて入れるというような事で非常に危険。走っている方も危険。作業しておられる方も危険であるし草刈りとかいろんな日常のそういった状況を見て危ないと思っています。又一般的に渋滞も信号も無い。多気町、明和町そして松阪、津方面双方に通勤に利用される方が非常に多い。交通量が多くなっている。当然皆さんご存知のように交差点の所も時々事故を起こしているということで、我々としましては農作業における安全性の確保があの道路に対して問題かというふうに感じておりまして、昨日の予算補正の中にも組み込まれているのかとこのように思うのですが、あの道路沿いに上田辺地区に団地ができて、その小学生の方があの道路を利用して通学路にしている。わずか30m位の所ですが。子供たちも利用する道路だという事でもう1つ付け加えて言うならば多気まではふるさと農道の県の補助であそこは広くなってきているのですが玉城町に入った途端に狭い。事故が起こってからでは遅いし、この道路に対して行政としてどんなお考えかという事をお聞かせ頂きたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) ご質問の勝田町の農道の交通安全の確保ということですが。この道路は大変交通が頻繁な道路になってきたと、認識しているところでございます。特に県道でありますサニ道路から多気方面への通勤者が利用している。町内を通過する車が多い。今町道として認定しておりますけれども元々は、城西地域の県営圃場整備事業で築造された農道ということでございます。道路は従って正式な改良済みの道路になっていないという状況でございます。交通安全というのは大変重要な事でございますので検討はしていかなければならない道路であると認識しております。現状周辺田園という事でございますので計画するという事におきましては現状を眺め、将来の土地利用を充分検討していく必要があると考えているわけでございます。前段の新田町地域の道路整備もそうではありますが、やはり将来的に町として必要な道路であるという形の中で道路整備計画の中で、検討していかな

ければならないというふうに考えているわけでございます。中の一部団地の通学路安全確保に付いてのご質問も頂いておりますけれども、この事に付いても所管する担当課の方で、地権者の方に現在折衝しているという状況でございますので付け加えてお答え申し上げます。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 通学路ということで安全という意味で考えますとこの状況なりはどの辺までいっているのでしょうか。まだ地権者の方と交渉中のご理解いただけていないということでしょうか。

議長(小林一則君) 建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長(前田浩三君) 奥川議員のご質問でございますけれども新たに団地が出来ました。それから多気方面へ向けて丁度田が1筆ございますけれどもその部分でよろしいでしょうか。そちらに付きましては現在耕作されておりません。そういった中でございますけれども丁度道路際に農業用水路の施設がございます。そういった中でこの夏に付きましては下流区において稲作耕作がされておりました関係で、工事の施工が出来なかったというのが現状でございます。それで用地のお持ちの方に付きましては伊勢在住の方ということで調査を進めさせていただいておりますのでこの9月補正の中で維持修繕費ということで3千万円の補正をお願いしておりますけれどもその中にこの工事の施工費用を一部含んでございます。用地交渉がまとまりましたらそういった幅員の確保させて頂きまして、もし用地の方のご協力が頂けない場合におきましては、現状の用水路敷地を利用しながら歩行者の通路部分を確保させて頂くという2通りの考え方で現在進めさせて頂いておりますのでもう少しお時間を頂きたいというふうに考えます。以上です。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 有り難うございます。建設前田課長からご説明頂きました。僕が心配していたのは用地がうまく交渉出来なかったら本当に出来るのかとちょっと不安があった。そういう意味では側溝を利用した形で通学路を確保するという事でお聞きしましたので安心をしているわけですが、応急処置という形になるのかなと勝手に思っています。町長おっしゃられました土地の計画を含めて見た中で、そういった事をどうしていくのかという事が本来の姿かなと考えております。とりあえず子供たちの安全というのは大事な事で早急に対応頂きますようお願いしたいと思います。

議長(小林一則君) 建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長(前田浩三君) 早急な対応をさせて頂きたいと思っております。又この件に関しましては地元自治区会からもご要望頂いております。それで局部的な対応になりますが又緊急的な対応という事でこの6月から7月にか

けてだったと思いますが、路面標示等外側線に付きましては薄く消えかかっていたということで外側線を入れさせて頂きました。また外側線に加えまして減速マークというのも入れさせて頂きまして緊急対応させて頂いております。それと先程の候補の内容に付きましては地元の要望を頂いた中で2通りあるという事で用地協力が得られた場合、又得られなかった場合ということで2案のご提示をさせて頂いております出来る限り早くの対応を検討したいという事で協議させて頂いております。以上です。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 有り難うございます。そうして頂くと非常に地域の方も理解しやすい。有り難うございました。是非そういった形で徹底して頂きますようお願い致します。後もう1点町の考え方の中の企業誘致。皆さんが誘致をしなければならぬとお考えですしそれともう1点は安全安心という事があるわけでありまして。企業誘致と共に企業に勤めて頂いておられる方の安全確保と当然地域にお住まいの皆さんの安全確保。これは企業誘致をする前提条件だと私は思っております。町内道路の安全性という面で見ればあの道路は、通勤なりにご利用いただく住民の方に危ないという事で町内の中で最も危険な道路ではないかというふうに考えております。先程町長が将来的に考えていかなければならないという事と先程の子供たちの通学路を含めて、応急で今回はやって頂くわけですが、道路整備計画というものに対して重点的に、この道路について計画化して頂きたいとこのように思うところであります。当然企業へお勤めの方のご意見なり又地元住民のご意見なりもう一度確認頂きましてテーマとして取り上げていただきたいとこのように思います。以上です。

それでは3番目にまいります。3月及び6月議会に引き続きまして今回3度目の質問になります。平成20年度の生産調整の課題と来年度の考え方についてお聞きしたいとこのように思います。日本の農業の将来特に米の自由化によりまして大きく行政なり国に揺さぶられている。これが現状であり全く不透明としか言いようの無い状況であります。しかしながら今の中ではやはり国を信じて協調しながら進めていくしかない、このように思っております。そこで昨年度の達成率と本年度の達成予測に付きましては前回町長よりお聞きしております。多分大きな変化が無いという事で昨年に比べ本年度は悪化するであろうということでありまして。結果としまして玉城町の実績調整の達成率は三重県29市町のワースト3という状況で度々町長とこういうお話を3回目ですからさせて頂いているわけです。今までの町長のお考えを纏めて言いますと生産調整とは国の計画生産自給計画に則り、国から県そして県から町へ割り当てられ玉城町行政を経て玉城町水田農業推進協議会、こ

これは辻村会長がやられているのですが、これを経て各集落へ割当が回っていきま
す。又国策として国家の米価安定即ち農家の経営安定を目指した施策で
ある。農家は自分達の為にあるという意識を持つべきだ。又玉城町の生産調
整の達成率は悪いが国から支援をされている部分がある。特に宮川第二期工
事又は有田のパイプライン化等は国や県の支援もあって生産調整達成の取組
は必要である。中身をちょっとこの間調べさせて頂きましたが宮川第二期工
事の総費用は494億円ということで玉城町の町負担は14億円。これは1
1年間1億3千万円ずつこれから払っていかなければならない。それとパイ
プラインの総工費が17.5億で受益者の方も当然見えますからその分を引き
ますと町の負担としては約1億5千万となるのかなと思っております。又行
政として毎年区長会、農事部長会で会議を行って具体的周知をしています。
区長さん農事部長さんが責任を持ってこの問題に取り組んでいただかなくて
はならない。そして生産調整の代表者であるJAが取り組んで欲しい。要はこ
のように国の指導の部分と国との協調が大事です。農家自身の問題だ。区長、
農事部長そしてJAもそういう事を徹底して欲しいという形で町長はおっし
ゃっておられます。それでその答えを頂いて行政としては、今後円滑な達成
向上に向けて予算措置に付いては引き続き努力していくというご回答になっ
てきているわけです。そこで私もこれだけ何度も議場で意見交換をさせて頂
いておりますが、町長の具体的な回答は頑張りますという形で頂いていない。
今年収穫が終わりました来年度に向けた取組、20年度の反省と21年の
やり方をお聞きしたいとこのように考えております。よろしくお願ひします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 今までの経過ご提示頂きその通りです。大変難しいとい
う事は皆さんご理解いただけたらと思う。ご承知のように農業町でありますし
町の農業振興を何とかしなければいけない。この減反政策が1970年に出来ま
してもう38年経つのです。それでいろんな問題が起こっている事をご承知
だと思います。三重県で玉城町が1軒当たりの所有面積が1番多く1.5ヘク
タール位ですが新潟の大潟村の干拓地の所は丁度10倍です。そこが最近の
情報ですと離農されている。夫婦で年間所得が400万だと報じられている。
大変厳しい状況があります。国の施策も猫の目農政と言われる位ころころ変
わる。国が今混乱していて米粉の事やら飼料米の事やら新しい取組みをして
いこうかというふうなことは言っていますが、毎年毎年のことながら水田農
家の皆さんは2月3月には用意する訳です。間に合わない状況が起こって
くる。後手後手の政策。こういうことが現状としてある。しかし現実は今私も
申し上げているように何とかしていかなければならないという中で、将来補
助金が削られてくるというふうなことになると町として困るわけです。折角

皆さん方の意欲でパイプライン工事も宮川用水改良区の中で1番に整備されている町でありますからやはりいろんな整備を進めていく。いろんな認定農家の皆さん方の中でも地域のリーダーとして活躍して農業経営をやっていたという経緯もあるわけです。その38年経過しておりますけれどもずっと町内の中で生産調整の配分の時にいろんな意見交換、議論がなされてきたという経過もある。もう1つ就農している方だけではなくて最近の集落を見ますとほとんどが兼業農家そして高齢化。そんな中で農地を維持出来ない。従って農地水の取組みを熱心にやって頂いている地域もある。地域全体で農家以外の方も含めて地域の農業を将来どうしていくのかという事を、今から力を入れていかなければならないと思っております。勿論議会の皆さん方とも論議させて頂かなくてはなりません。例えば新しい団塊の世代の皆さんに新規就農して頂く事に対する支援とか、地域作り交付金的な町のそういう地域興しに対するいろんな支援の施策という取組も、検討させて頂いたらどうかというふうに今思っている状況でございます。そんな中で農家では維持管理が出来ないという地域がほとんどでありますから、農家だけでなく周辺の皆さんにもご理解頂いて地域として地域の将来をどうしていくのか、そんな中で助け合いや支え合いが必要になってまいりますから、農業はどうしていくのかというふうな地域対話と言うか、地域の中での話し合いなどにもう少し力を入れていく取組も必要ではないかと今考えております。新しい年度に向けてそういう取組も検討してまいりたいというふうに思っております。

議長(小林一則君)10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) よろしくお願ひしたいと思います。先程町長おっしゃられましたように各地区では農林商工課の方で農水の取組みという形で、農業者だけでなく地域全体で遊休農地の有効活用とか植栽をしてコスモスを植えたりいろんな形の地域又土になじむような機会を設けていますし、各地区で道路整備をしたり、排水路の工事をしたりという形で今新たにそういった活動が生まれてまいりまして、地域と言いますか集落毎の結束力というのが非常に高まってきておりますし、そういった意味では先程町長のお話を聞きましてチャンスなのかなと思ひ、そういった意味で意見を聞くのも多分集落毎にそういう場があるであろうしチャンスかなと思っておりますので期待したいところであります。しかしながらもう1点私がお話したいのはこの間明和町長が各集落を廻っている。これは何を廻っているのかと言いますと明和町もワースト1か2という所で町長と水田農業推進協議会の会長と共に各集落に生産調整をお願いしますという形で、お願いに上られているということで約60集落ありますが一応今3分の2集落位終わりましたということで、国との関係もあるので町としてそういう活動をしていかなければならな

いという、この熱い思いが住民の方に伝わっているのかなと僕は思いますのでその辺についてもトップ自らお話していただくという機会も大事だと思いますし、もう1点は来年度の生産調整に向け明和町は良いタイミングでやられているわけです。7月頃から各地区廻られているのですがJAでは籾種を注文しているわけです。私もこの間注文しましたがそれでも来年度の生産調整を年明けて区長さん、農事部長さんをお願いするということにははっきり言ったら来年は手遅れになるのではないかと考えていますが、その辺について明和町の取組みと今のタイミング的にどうなのかという事をそういうことにお気付き頂いているのかという事をお聞きしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 明和町も随分と達成率が以前から悪くて過去は大変な町費を投入したけど一向に効果がなかったということを伺っております。はるかに玉城町より悪い。それは明和町さんの取組みは結構な事だと思います。前段申し上げましたようにやはり町としてのいろんな事情も違いますけれども、折角玉城町は他所の地域のモデルになるような『ふれあい農園』或はアグリの活動も地域農業の核になった形で活動していただいている。或は又茶屋や朝久田の取組みもあるわけです。そうしたことのモデル事例あるいは今申し上げております集落営農というよりも、地域興しの観点からどうしていくのかという考え方を纏めて、集落の皆さん方にもご説明する。そんな機会を設けたらどうかとこんなふうに思っております。それから籾種のお話ですが私は籾種の準備に関わっておりませんので詳しく分かりませんが、担当で分かっておりましたらお答えさせていただきます。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) ありがとうございます。そういう状況です。籾種の関係に付きましてもそういう事も考慮しながら前回お話ししましたように、今年の反省がどうだったのだということなり、もっと現実をしっかりとらまえて頂くと協力してもらっている住民の方も理解出来ると思うので、是非よろしくお願ひしたいと思います。そこで今回私の方から1つ提案させていただきます。それはいろんな各市町でやられていることも含めてのお話になろうかと思ひますけれども、いつも私が申しますように達成集落は町長のおっしゃっておられるように区長、農事部長そして耕作者の方が従順に、国との関係とか自分達で守っていかなければならないという事をしっかりと守ってやられている所が15集落位玉城町にあります。そこは生産調整が100%出来ているということなので大変関係者にはご苦勞をかけておりますし、耕作者の方も本来ですともっと所得が多いのだけれど皆の為だから生産調整しようという形で協力いただいている。この辺は充分私は分かって

頂きたいというふうに思っています。自治区の中に結果的に達成がもう少し出来ないという自治区も現状はあるわけであります。そうしますと「えらいことだ。ここは仕方ない」達成する為に青刈りをしたり、加工米を出さないと100%に達しないということでご努力されておりつつ達成出来ているというふうなことになっておりますので、他の市町にも事例があるのですが達成集落の纏まりに対して協力金というのがいただけないか。そういうものを新しく作っていただけないかというふうに考えています。水田土地利用型農業活性化対策交付金は前回の一般質問でも申しましたように麦だけに1反2万円の補助をだしているということで、町からの補助金というのはそれだけあります。その有効活用と言いますかそこをうまくもう少し緩和した形でいろんな物に使っていただけないかというふうに思うわけであります。例えて言うならば10アールの減反に対して千円の補助を出すとか地域として達成している地区にはそういったものが出来ないか。因みに前回は申しましたが明和町はそれに2千円出している。「おたくの地区は全部出来ましたね」という形で1反に対して2千円出しているわけですが玉城町の財政含め1つのワンステップという形ではそういう協力金というのはあっても良いのではとこのように考えます。それでないと行政と自治区それと住民の信頼関係は元々あって達成出来ているというふうに受け止めますと、そういう事があれば本当に信頼関係が生まれてくるのかと思う。やはり行政も支援してくれているではないかという事にもなりますし、当然ながら予想されます災害とか今日川西さんの話にもありましたが町長お答えされていましたが、災害に対してやはり自治区の取組み関係というものは、行政と切っても切れないことでもありますのでそういった意味で大切にしたいと思っております。そういった案に付きまして町長ご意見ありましたら伺いたいと思っております。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 達成地域の役員の方の皆さん方の努力に付きましては充分認識させて頂いているところでございます。隣の町のような形のもの是非常に難しいかも分かりませんが、やはり今の時代協働の町づくりを進めていかなければならないということでございますので町づくり交付金的な、所謂自主的にいろんなものを提案する自主提案型、或は又それぞれ町が設定をいたしましたテーマに基づいて取り組むテーマ型、そういうふうなものを所謂協働の町づくりを進めていく上で自治区交付金的なものを考えていきたいというふうに思っております。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) テーマ型提案型という型ですが今はテーマがあって達成しているという事を私はお話しているのでそれはテーマに挙げて頂かない

とまた違うテーマでは困るし、テーマを今 100%達成出来ているという事に対しての私の提案なのでその辺は又充分検討頂きたい。今テーマがあるわけです。100%やろうというテーマに対して達成出来ている事に対して是非前向きな検討を頂きたいというふうに思います。

今回3点の質問をさせて頂きました。どれも早急な対応をして頂かなくてはいけないということで当然道路の問題の安全とか安心、協働というものに付いて質問させて頂きました。そういう事も重要点と考えますので前向きな推進を是非町長よろしくお願いしたいと思います。今回いつもテーマに挙げています行政改革なり意識改革は出来なかったので、12月には引き続きこのテーマも挙げていきたいと思っておりますので推進の方よろしく申し上げます。以上で私の質問を終わります。

議長(小林一則君) 以上で10番 奥川直人君の質問は終わりました。

次に9番 山口和宏君の質問を許します。9番 山口和宏君

9番(山口和宏君) 只今議長のお許しを頂きまして通告通りご質問させて頂きます。もう時間ですのでお昼までに終わらせて頂きたいと思います。通告通り事項書により質問させて頂きます。1点程ご質問させて頂きたいと思います。環境に配慮した行政の開発指導についてという事でご質問させて頂きたいと思います。内容といたしまして玉城町開発事業に対する指導要綱により関係機関と連携し、宅地開発の適正化に努め周辺環境へ配慮した適正な指導が出来ているのか。又周辺環境に配慮した開発指導には現在ちょっと疑問に思う点があります。只町長の挨拶の中で田園風景にマッチしたという町づくりをおっしゃっていますがその町づくりについては開発も含め、進められていると私は受け取っておりますが、そこで玉城町開発事業に対する指導要綱に「機関と連携し」とあるが機関とはどんな機関がるのでしょうか。又その行政との関わりはどうでしょうか。

議長(小林一則君) 9番 山口和宏君の答弁に質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 山口議員から環境に配慮した行政の開発指導に付いてのお尋ねを頂きました。いろんな法令等の規制があるわけでございまして当然開発によりまして、区画形質が変更するということで良好な環境を阻害することになってはいけないということでございます。特に玉城町地内の開発に関しましては都市計画区域内であって面積要件が1千平米以上で建築物を伴う場合は都市計画法の開発許可の協議が必要だという事になっております。又建築物を伴い場合にあっては区画形質の変更を行うものとして、玉城町開発事業に関する指導要綱の協議を頂くことになっております。役場の庁舎内

での関係所管は総務、生活福祉、上下水道、農林商工、教育委員会そして建設産業課がその申請書の受付を行っている状況でございます。役場以外の関係機関としましては隣地の土地の所有者或は土地の管理者、或は地元自治区あるいは消防関係というようなことございまして、開発地の場所によりましては、改良区関係等が関係機関としての協議を行っているということでございます。こうした40平方キロの町でございましてやはり町の活力、将来の発展の為にどう土地を利用していくかというのは大変重要な事でございます。しかしその中でも優良農地あるいは自然景観あるいは良好な住宅環境というものは当然整備しながらバランスの取れた町にしていきたいというふうに考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。以上です。

議長(小林一則君) 9番 山口和宏君

9番(山口和宏君) 答弁をお聞かせ頂いて私が思っている機関かなと分かりました。その関係機関と地域の方々、改良区と連携を取っているという事も答弁頂きました。そこで有田平野では今までにこんな所がという土地開発もあり城西地域においても同じような事が見られる。町長がおっしゃる玉城町の優良な田園風景、農業振興地域が白地になっている。白地という事は開発されているという事です。今後拡大していくと想定されますが現状において適正な指導がなされているのか。そして特に有田平野に関しては先程も奥川議員の話が出ておりましたけれども農業振興地域でありパイプライン化事業も進める中ですよ。事業との関係に付いて町長は今後どういうふうにお考えですか。ちょっとそこら辺をお聞かせ下さい。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 優良農地の保全をしていくという観点から農業振興地域の整備に関する法律が整備されているわけございまして5年に1回の特別管理あるいは1年毎の一般管理というふうなそうした農業地の見直しのそういう手続きがなされることになっております。玉城町の現在の状況はここ数年ではだいたい年に5反ないし7反の除外がなされております。或は又特別管理ではもう少し大規模になされているという状況でございます。当然それらにつきましては、法要件に合致した形の除外ということでなければならぬわけでありまして、全て合致した形で許認可を行っていることになっております。但しそれぞれのいろんな利害関係、ご意見はあるというふうに伺っておりますけれども、やはり法律に基づいた形で適正な指導をしながら取り扱っていくのが町行政としての務めだと認識しておりますので、その点関係の方にも、充分ご承知頂きたいというふうに思っている次第でございますし、むしろ周辺の皆さん方或は関係機関の皆さん方が自分達の地域を守っていくのだというふうな認識を、もう少し高めていただきたいと思います。

わけでございます。それともう1つは近隣の町の様子を眺めて見ますと大変土地が荒廃している。或は学校経営が出来なくて統廃合しているという時代になっております。或は夕張辺りにもご視察頂きましたけれども人口減少によってその自治体で制御してきたインフラの維持管理が出来ない。つまり1軒当たりの負担をプラスしないことには公共利益の下水道或は上水道の負担が出来ないという。総務省の指導によって公共料金の手数料をアップしている状況になっている。今何と言いましても玉城町は環境を守りながらさらに定住を進めていく。そして町の活力を生み出していくというふうな事がこれから大事ではないかと思っております。そんなことでバランスの取れた町づくりに取り組んでいきたいというのが私の考え方でございます。よろしくお願ひします。

議長(小林一則君) 9番 山口和宏君

9番(山口和宏君) パイプライン化事業との関連は答弁の中に入っていなかったように思います。農業振興地域であるパイプライン化というのは重要な課題で進めておられるわけであって、その中でこういうような状況が起きてくるというのは先程町長言われましたように地域の方々とお話しもし、そこへ出向いて気持ちも聞き。確かに個人の財産でありますからそこはなかなか立ち入った事までは踏み込みにくいというのは私も存じています。ですがそこまでいくまでに行政もチェックし、それはちょっとという話が出ましたらやはりそこへ出向いてそういうような事の話し合いを重視して頂いて、進めていただくのが良いのかと思います。そこで町長もご存知のように私も農業委員を3年間経験させていただきました。委員会の中で協議事項並びに採決もいろいろ携わってきました。その中で農業振興地域の見直し検討にも参加し視察も行かせていただきました。審議の結果農業委員会ではちょっと認めません。又関係地域の方々の意見もそういう方向、又改良区さんも認めていない。そういうような中で開発が進んでいるのは何故ですか。農業委員会の中で私は結局委員会の意見が充分反映出来ていないという事を感じました。地域の方々とかの意見も尊重しつつもう1度差し戻して委員会を持って又関係地区と話しもして合意をもって進めていくのが筋ではないかと私は思っています。冒頭に言わせて頂いたように個人の財産が絡むことですから、行政側としても立ち入った事まではという事は私も分かっています。そこら辺は町長どうですか。反映されているとは私は思っていないが。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) いろんな協議会等で審議がなされて当然意見もあって関係者、改良区等々の協議がなされているわけでありましてけれども、なかなかいろんな考え方の相違というものがあるわけですから、要件というものが

ありまして法律に基づいて要件が揃っている場合には、どうしてもこの事に付いて取り扱いをしなければならないということになりますから、自治体としての責務としてこの処理は当然進めていかなければならないと思っています。それぞれ申し上げましたように利害関係があるわけでありまして、お考えが食い違う事がありますけれども、やはり法律に沿った形での適正な事務処理というのが行政として必要であると認識しています。しかし今後も先程申し上げましたように、周辺の皆さん方におきましても勿論町もそうでありまして、関係する地権者の方に対して日頃からの土地の保全についてのご理解をいただくような働きかけを一層お願いしたいと思っている次第でございます。

議長(小林一則君) 9番 山口和宏君

9番(山口和宏君) 町長の答弁では確かに何の落ち度も無い。窓口へ申請用紙を出されたら、確かに行政としては受理しなければならないというのは私もよく分かります。でもこれからを考えますとある程度一応の線を引いておいた方が良いのかと私は思います。何の為の3年間かと私は経験させていただいてちらっと思いました。町長からこれからそこら辺もきちっとした線引きをするというような答弁を頂きたかったのですがこれが現状かなあと。私を感じるには、町長に決定権があるのでそこら辺で進んでいくのかと思われませんが、将来の行政の在り方として町民の方に答える為にも地域の方々のご意見、声はやはり尊重していただいて関連機関との連携を密に取り、行政側としてもこれまでなるまでに話の場を持てたのではないかと私は考えを持っていますが、これからは充分尊重して町政へ反映していただきますように、ここで切にお願いいたします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 1点、当然土地の地権者の方もいろんなご意見がございます。一方ではけしからんという話もありますし一方では「自分の生活がどうなるか分からない。この土地を売らないと生きていけない」という深刻な状況もあります。又将来を眺めてみましても資材置き場或はいろんなスーパー等の進出もあります。又それによって玉城町が発展を続けているということでもあります。玉城町は一切農業地を守っていく、一切開発は認めないという事はなかなか厳しいのではないかと私は思っています。そんな中で一番大事なのは冒頭山口議員が申されたように周辺の環境を阻害することのないような、適正な開発によって環境に配慮して進めていく事が非常に大事だと思っています。全体の土地利用計画も平成21年度にはもう一度見直しをしながら玉城町がどうあるべきかというふうなことの検討もしていかなければならない。そんな考え方を持っておりますのでよろしく申し上げます。

議長(小林一則君) 9番 山口和宏君

9番(山口和宏君) 町長に最後の答弁を頂きました。有り難うございます。私も開発はいけないとは思っていません。やはり今現在白地の横という例はあります。それが私としては一番理想だと思いますがその点を先々町としても、きちっと線を引いていただくような選択を取って進めていただきますように。いろいろ申し上げましたが私の感じたことで又町民の声として代弁させて頂いたような所がありますのでその辺ご了承くださいたい。これからの町政にこのことはちょっといろいろの事例がありますからそこら辺は踏まえて、いろんな連携も取りつつ進めていただくというのが一番かと思えます。長々とすいません。有り難うございました。

議長(小林一則君) 以上で9番 山口和宏君の質問は終わりました。

只今より昼食の為午後1時まで休憩といたします。

(午前 11時53分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

議長(小林一則君) 再開いたします。休憩前に続きまして一般質問を続けます。

次に8番 中瀬信之君の質問を許します。8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) それでは議長のお許しを得ましたので通告書に従いまして一般質問させていただきます。今回は2点の質問をさせていただきます。まず1点目の質問は昨年12月定例会及び今年の定例会にて質問した内容について答弁を頂いた事についての内容確認及び進捗状況を伺います。2点目は新型インフルエンザ対策について伺います。

それではまず1点目の定例会で質問した内容について伺います。私は今回の定例会で議員になって1年が経過を致しました。定例会では毎回一般質問をさせて頂いています。一般質問の内容と答弁はテレビの玉城チャンネルで放送されていますし又玉城町のホームページで議会議事録としていつでも見る事が出来る状態になっています。しかし残念な事に答弁に対しての進捗状況を町のホームページ等で見える事は出来ません。議会の一般質問に於いて必要な事は質問内容についての答弁内容があり、その後の進捗状況並びに結果が必要であります。将来のあるべき議会改革を見据え質問に対する答弁がどの様に進んでいるか又どの様な結果になったかお伺いを致します。それでは確認事項の1番目といたしまして学校給食における食育と地産地消の拡大について伺います。当初質問をしたところ学校給食における取組の中で食育と地産地消については、町長の答弁の中でも大変重要であると言われておりま

した。3点について進捗状況をお伺いします。まず1番目学校給食において子供たちに食育を教える栄養教諭の役割は大きく重要であります。現状は中学校に1名栄養教諭を配置していますが食育を低学年からきっちり教えていくためには小学校にも栄養教諭を配置したいと要望されていましたが平成20年度の県への申請状況及び結果を伺います。2番目給食に地元商品を取り入れ地産地消の拡大を図りたいと言われていましたがどの様な手だてをし、又拡大をし、どれだけの地元農産物の使用量が増えたかお伺い致します。3番目玉城は稲作を中心に発展した農業の町であります。米飯給食の回数を増やすことについて検討すると言われていたのですが、米飯給食の回数はどうなったのでしょうかお伺い致します。確認事項の2番目といたしましてアスパア玉城の温泉客の集客状況について伺います。この問題は温泉施設とアグリ工房は「車で言えば両輪である」互いの関係が重要であると申し上げましたが現状はここ数年温泉施設の客数が低迷しているが、行政として改善策はという質問に対しまして平成20年4月より営業時間を1時間延長し集客を図るとの説明でしたがその後の客数の推移及び今年度末見通しについて伺います。又運営に関してアグリとどの様な協議を行っているかについてもお伺い致します。確認事項の3番目といたしまして地元を誘致した優良企業と商工業者の関わり方について伺います。これは町長答弁の一部であります『平成19年2月に商工業あるいは農業の振興に関するハイブリッド型の産業振興を取り纏めた事に対して町としてもバックアップし支援をしていきたい。玉城町には素晴らしい農村資源、農産物があり約4千人の方々が昼間人口として働いて頂く町である。そういった方々にも町のいろんな農産物を求めて頂く、あるいは商工会の皆さん方始め業者の皆さん方にも展開させていく。これは大事な事であるからこの事を支援したい』と言われていたのですがどの様な支援をされたのかお伺いいたします。以上です。よろしくお願ひします。

議長(小林一則君)8番 中瀬信之君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 中瀬議員からご質問頂きました。昨年12月議会あるいは今年3月定例会での一般質問の確認ということで、特に学校給食における食育と地産地消の拡大ということでの項目あるいはその他アスパア、商工業の振興等についてのご質問を頂きましたので、教育長の方からも具体的な学校給食、或は食育についてのその後の取組についてお答えして頂くという事にします。まずは今起こっております汚染米の大変な不正流通。食の安全を揺るがす残念な事件が起こっているという事で、大変いろんな面で心配しているわけでありまして。命に関わる問題でありますから安心安全な食料の供給が大変重要であると認識しております。この地産地消の問題に付きましては、

具体的に学校給食等での利用の仕方というものがあるわけでありましてけれども玉城町内だけではなくて伊勢志摩の広域の中で玉城のアグリの豚を大変志摩の地域で人気が出ているという情報を頂いております。又志摩の海産物を玉城町へという、こうした形での伊勢志摩地域で連携出来ないかということ、先般知事と近隣の市長町長との会合の中で提案申し上げまして、これからそうした取組を考えていこうというふうに首長同士で確認しているところでございます。さらにいろんな事業の成果につきましても情報公開のお話も冒頭中瀬議員からございましたけれども、今回もその都度でありますけれども平成19年度決算におきましての事業の成果取組等も公開しホームページ辺りでもご覧いただくというようなことになっております。これからも住民の皆さん方に町の状況をつぶさにご覧頂きながら、より住民参加をして頂く時代であると認識しておりますので、この事には努力して参りたいと思っております。それから私の方からここでの答弁といたしましてまずアスピア玉城の問題でございます。この事に付きましてもいろんなご心配を賜っているわけございまして、具体的な数値につきましては担当課長から答弁をいたさせますけれども4月から1時間延長いたしましてより利用者の方の便宜を図る態勢を取らせていただいております。さらに大きな祭りということではなくて出来るだけ小さなイベントを数多く持つことによってアスピア玉城或は弘法温泉、アグリへの集客がより図れるようという考え方を持ちまして、共同開催なり集客に向けてのいろんな協議は度々行っているということでございまして先般も第11期の社員総会にも出席させて頂きまして、より利用者の方の便宜或は又信用信頼を高めていく為の農産物の販売について、お願いしたいというふうなお話もさせて頂いたところでございます。昨年までの数値をいろんな機会に24万人の年間利用と申し上げておりましたらもう既に25万人を超えているというふうな状況で大変順調に推移している事は、町にとっても有り難い事だと思っております次第でございます。それからハイブリッド型の産業振興ということで町の支援でございますけれども主体は玉城町商工会でその事業をスタートして頂いた訳でございます。観光資源等所謂いろんな町の資源と企業等との融合、連携をしたいということでの取組みでございましてそれぞれ大手の京セラミタ、美和ロック等の代表者の方にもご参画頂いて或は又アグリの方へも呼びかけをいたしまして農業体験或は工場見学をしながら、さらにそうした連携の中での商工農の振興をしていこうという取組を進めているところでございます。町のバックアップといたしましてはそうした参加者の方に対する送迎バス等或は、又こうした取組みの周知等三重県の教育委員会と通じまして東海3県の各小中学校への頒布等努力させて頂いているところでございます。それからもう1点の企業誘致でござい

まずけれども企業誘致に付きましては2、3私の方へも問い合わせはございますけれども、なかなか相手のある事でございます立地には至っていないというのが現状でございます。しかし有り難い事に世界経済、国内経済の景気が厳しい状況にありまして、玉城町地内で大企業が拡張して頂いているということは本当に嬉しい事だと思っております。半期に1度は社長なり工場長の方へ直接お邪魔させて頂いて、町の財政或は行政の状況等情報交換をさせて頂いているところでございます。折角の大企業が立地して頂いているわけですので、このご縁を大切にさらなる企業立地そして雇用の機会が生まれるような施策を、進めてまいりたいと考えているところでございますので今後共ご支援頂きますようお願い申し上げます。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 中瀬議員の答弁確認の中から教育委員会関係をお答え申し上げます。まず栄養教諭の小学校配置について20年度の県への申請ということでございますが前回3月議会に設置目的等お話をさせて頂いておりますが今回の申請状況という中で、この申請という前に栄養教員はご承知のように県の職員でございますので、先生の確保に付きましては県に頑張ってもらくと言いますかそういうことになります。それで県に付きましてはご承知の通り17年に食育基本法19年に三重県の食育計画が立てられました。そんな中で新しい教員の採用は勿論ですが、これにも再雇用制度で退職教諭の雇用そして3つ目に巻き替えと言いまして今栄養士というのがおりますが学校栄養職員を職名変更で試験を行います。そういった3本立てで栄養教員の増員を今指導体制の要として図っている。県としてはそれで県下の学校へ配ろうとするわけですがどうもまだその数字はほど遠い。19年度の数をちょっと調べてみたのですが県の栄養教諭が47名います。学校栄養士が120人あります。これで県立を引いてしまいますと全部合計しまして158人になります。そういうことで158人という数を県下の小中学校の750へ配るわけです。そういう事の中で何故そういう低い数値になっているかという事でございますが、これには義務教育の標準法の定数がありまして学校の児童生徒によって係数を掛けます。そういう事がありますので現在のところ158という数字でございます。それで栄養教員が初めてスタートした18年度には11名、19年度には45名。県立の2名1名は外しております。今回の20年度は69名。県立は3名外しております。こんな事で平成19から20は差し引きすると24名。県が頑張ったということですがそれであっても158名ということでございます。町教育委員会としましても県の申請状況をお尋ねでございますのに何でございますが食育の重要性から18年度に栄養教諭が出来ましたので、早速向こうの方へ出向きまして南勢地域へ玉城

中学校1校でも下さいということで入れていただきましたのがこの栄養教諭でございます。19年度の申請はどうしたかということになりますが19年度も県に私申し上げました。中瀬議員がご質問頂いたのが3月でしたか特に後からもこの話をさせて頂きましたが、先程申しました義務標準法の標準定数というのがございます。栄養教諭と栄養職員と言うのですが今まで過去にありましたそういうものを合わせてこの標準法は作られておりますが、これを550名以下の中学校或は小学校それぞれに掛けていきますと1.25という数字が出てまいります。1.25ということは当時まだ他の市町に配っていないのを11名の中から頂いていることもございましたからうちの場合は玉城中学校に栄養教諭が1名。田丸小学校に1名。そうすると2名の配置になるので県の言い方は「玉城町さん手厚い配置しているではないか」とこれ1点ばりなのです。他の所を見てもとそうはいないのです。申し上げたいのはそんな事もございましたので19年度はいくら言っても無理だったということでございます。20年度はどうするかということになりますが20年度につきましては人事の時期は11月から12月に行われます。そこで私としては県費負担の教職員の定数の要望書を内容事情等書類にしまして、今準備をさせていただいているということでございますが、前段申し上げましたような事でなかなか県の方はすぐに例えば3名4名増す事すら到底難しい状況を今のところ言っております。今後共引き続きまして関係機関へ依頼なり要望を一層強めまして又町長の方からもお願いしてもらいましてより早く栄養教諭の配置に向けて努力してまいりたいとそのように思っております。ご理解を頂きたいと思えます。

次に地産地消推進をどのように進展したか。量はどうかという事でございますが前回に申し上げました通り農畜産物が豊富な玉城町でございます。玉城町産の食材を使用するよう心がけて、努めて日常努力しているわけでございます。米はご承知のように100%。この米に付きましても農協さんの方をお願いいたしまして5月にキロ当たり5円程安くして頂きました。その時に野菜の話もしたのですが、どうも農協の単位としても給食を対象とするには無理という返事がまいりました。現在50人程農家育てをやってみてその固まりを作ってみえるようですが、それもなかなか思うようにいかないという事情を聞かされてまいりました。それと豚肉は町長お話のようにおいしい豚でありますので約100%。それと今申しました野菜等含む全ての食材の重量ベースで申し上げますとこの1年間で5月から5月12%から14%、2%程増しているということになります。数値は微少でございますが可能な範囲で使用増加を努力しているということでございます。この2%という数を見ましても今後の増加はあまり期待出来ない現状でございます。教育委員

会としましてのご承知の通り子供の食を提供するという事から、この事も大事でございますが安定供給と安全、これが何より私共としては求められております。今も発注システムが限度のように思っております。この事も合わせまして本町の特性としましての、農業振興を兼ね合わせました地産地消の拡大に付きましては以前3月に中瀬議員のご質問にある4項目を今もちょっと読んでみたのですが、ご指摘を頂きました広域の部署の繋がりと言うのでしょうか、こういうものを大事にした時限に来たなとそんなふうに思っております。今町長からも知事とのお話を聞かされておりますが志摩の海産物も子供たち喜びますし、うちの豚も喜んでくれると思っておりますが、期待をさせて頂きたいと思えます。玉城町でいくら農産物がいくら多く採れましても前回の3月議会で申しましたように安定的に納入するシステムと言うのでしょうか、こういう事がないといけません。米のように農協が保管をして必要に応じて出していただく。決まった数もきちんとしていただく。これに対してもう分かりきった事ですが一方の野菜、肉等は要るだけ学校へ納入する事が出来るかが問題でございます、偶然というもので地元産を使用していく事にはならないとこんなふうに思っております。これには簡単な考え方ですと農家の実行組合さん、アグリさん、茶屋の農事組合さんという所が頑張っていて地元専用の市場という組織があれば、夢かと思えますけれどそんな事を考えたりいたします。前回から申し上げましたようにご質問頂きましてから新たな組織のシステム構築に付きまして年度当初でございましたが農林とも話もしました。ところが現在の役場機構からは、早速にはなかなか難しいという判断をいたしましたところでございます。要するにこの地元産を使っていく為には今のやり方では難しいということになりますので3月にご指摘頂きましてから私案でありますけれども、理想過ぎるかなと思えますが考えている事をちょっとお話しさせて頂きたいと思えますが、うちの役場の各課の考え方が統一されて出来れば教育委員会が役場にシステム構築する前に関係課の例えば学校、保育所、福祉関係の施設もあるのでしょうか、こういう公共施設の為の地産地消検討委員会等を立ち上げて頂いて、協議頂いてこの問題点等を俎上に載せて頂いたらどうかとそんな事も考えました。次に教育委員会が農業振興云々はどうかと思っておりますけれども、この地元産品の大量納入を考える場合にはこれも全くの私案で飛躍しすぎますが、学校等給食食材納入組合のような仮称ですがそんな組織を作って頂ければそこから学校等施設へメニューに合った地元食材を配って頂けるのではないかと。そんな組合方式も考えさせて頂きました。それぞれ皆様方にいろいろとお考えはあろうかと思えますがいずれにいたしましても、今後共地元産を中心に地産地消の目的として、食材を可

能な限り使用していく方向で鋭意努めさせて頂きたいと思っております。今後共ご指導頂きたいと思えます。もう1つ3月議会の中で一定数量の目標のご指摘がございました。この目標数値も一応学校等に掲げてと思いましたがそういうふうな地元産の消費地としての役割を担った教育目標を掲げるという事に付きましては、保護者の方々を含めた関係者の理解を求めなければいけないと、思っておりますし関係機関の協議も補助金等もありますが、そういうふうなものも重ねて協議をしながら安定供給、安心食材或は安全な確保態勢をご理解頂く事が必要であろうと思っております。そういう事から今申しました市場の調達とか現在の発注システム又今後考えられます新たなシステム構築を考える中で一定数値の目標を掲げて地元産物を拡大する農業振興も勿論大事でございますけれど、手前勝手ですが学校給食はとにかく安定供給と安全でありますので、この事も教育委員会としては大事にしていまいりたいとそんなふうに思っております。これでこの件の関連質問は終えたいと思っております。次に3つ目でございますけれど3月議会の米飯回数増のお尋ねでございます。この回数増のお尋ねも早速に検討いたしました。とにかく子供たちに米飯の希望を聞くという事ですがその事が尊重して大事という事で小中共にアンケートを実施いたしました。そうしましたところが現状のままというのは3対2でございますけれどこの数値が高いという内容でございます。学校長始め関係者とも話し合ったのですが、今しばらくこの数値を重く受け止めて現在の回数を継続させて頂きたいとそんなふうに考えております。その点に付きましては町の補助金等引き続きお願い申し上げたいと思えます。ここで食育基本法とか県の食育推進計画が思い切り全面に出てきております。議会でのご質問を頂きました経緯や主旨もございまして、あるいは米作を基幹といたします玉城町。それで6月中頃東海農政局もお越しになりまして米消費拡大の推進のお願いに来られました。そういう関係から考えますとこの食文化も含めましてただちに少しでも実施が出来るような事を1案として考えたのですが毎月5日、5の付く日をご飯の日と定めまして10月から早速パン食から米飯に切り替えをいたす事と致しております。尚今後米飯の回数増加に伴うという事に付きましては、町の補助金等の財政負担の事も問題になって参ります。給食費の保護者の負担等充分に検討いたしながらこういう案を続けて参りたいと思えます。以上でございます。尚数字的な内容等不足がありましたら又詳しくは局長の方から申し上げたいと思えます。以上ご理解頂きますようによろしくお願ひします。どうも有り難うございました。

議長(小林一則君) 農林商工課長 田畑良和君

農林商工課長(田畑良和君) アスピア玉城の集客に付きまして補足説明をさ

せて頂きます。集客改善策の1つとして本年4月から閉館時間を午後8時にしておりましたのを午後9時に変更致しました。今月末になりますと丁度半年を経過するわけですが4月から8月までの実績数値を元に報告をさせていただきます。4月から8月までの利用者数としまして前年の同月と比較しまして4月は少し減少でございました。5月増加。6月増加。7月減少。8月は増加致しました。この月別の利用者数を4月から8月まで合計しますと前年に比べまして今年度は減少しておりますけれども今年7月には特に猛暑の日が続いたということでその辺りの事もあると思っておりますが、そういうものが無ければよく似た数字で推移出来たのではないかというふうに思っています。それから時間延長しました午後7時以降の受付の人数ですけれども、こちらに付きまして月纏めにしたものを月の営業日数で割りまして4月から8月に付きまして4月の平均利用者数は15.5人。5月は17.6人。6月15.3人。7月が18.1人ということで大凡15人から18人ということで、毎月の日平均が推移しております。1日の利用者数に占める割合としまして5%から8%というあたりになります。ただ時間延長した時間帯の中の利用者数というのが純増というわけにはいかないと思っております。時間延長しました事によりましてこれまでの時間帯にご利用頂いていた方が、後ろの時間帯でも利用して頂けるという事であくまでも利用者の時間延長にかかりますサービスを提供させて頂くというふうに思っております。又この時間延長にかかります料金収入でございますけれども4月から8月を平均的に見ますと月平均17万3千円というふうな月平均の利用者の料金収入がございます。これを眺めまして今年度下半期を迎えるわけですけれども、秋なり冬の涼しい時期それから又寒い時期を迎えますので樂觀出来ませんが、利用者の方は多少なりとも増えるのではないかというふうな思いをしております。時間延長という事で1時間ずらしました。このずらしたのは特別というわけではありません。近隣の施設も大凡閉館時間9時ということになっているかと思っておりますので今後益々ご利用頂きたいと思っております。以上です。

議長(小林一則君)8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) まず学校給食の関係ですが教諭については県の方も人が少ないという事は前も聞いております。全国的に見ても食育という事は非常に大事である。玉城町としてもこの教諭を確保する事は将来へ向けて県の方へ申請していく姿勢が非常に大事かと思っておりますので、町長もそういう事を念頭に置いてこれからの施策をして頂きたいと思っております。

それから地産地消の取り入れについては私も勿論玉城町の物だけを使ったらどうかと提案しておりません。やはり近隣市町の商品を使いながらより近い商品を利用していく事が非常に大事であるというふうに考えております。

今教育長の説明の中にも組織作りとかそういう事が必要だ、現状ではなかなか集まりませんという話がありますが、本来はこういう組織作りをきっちりして、商品を何としても集めていくのだという姿勢が非常に大事であると考えております。ただ JA 等に要望するだけではなかなか物は集まらないと思いますのでどういう手だてをして、どういう施策をしたら集まるのかという事を行政中心になって考えていただく事が非常に大事かと思っております。それから微少に増えているということもありますが、微少ではなくてやはりこういう面に付いては最近の食の安全という事を考えれば、大幅に増加させていくということが非常に大事ではないかというふうに思います。それと米飯給食の回数ですがこれに付いては県下市を見ておりますと5日米飯給食をやっているという自治体が多くあります。そういう事をご存知だと思いますが何故稲作を中心にした農業の町、玉城町がその辺の取組が素直にすぐ行けないのかというのが疑問にあるところです。この事に付いては町長のお考えをお伺いしたいと思います。まず食育と地産地消について以上ですが町長お願い致します。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 学校給食の米飯の回数に付いての保護者等との話し合いという形の中で、ご理解をどこまでして頂けるのかというふうな事の直接教育委員会が担当している部分がございますので、今どういうふうな状況でのご理解なのか、後ほど詳しく教育委員会からお答えを頂きたいと思っておりますけれども、おおせの通りやはり出来る限り米飯で学校給食の対応の回数を増やしていくという考え方はごもっともな話だと私は認識しております。以上です。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 回数自体は生徒にアンケートを取ったりいろんな事をする事も非常に大事な事だと思いますが、今日本における自給率の低下とか地元商品をいかにして取り扱いしていくかという考えの中からすれば、行政側から要望を出すという事も1つの要件ではないかと思っておりますので今後の取組に付いて、こういう面に付いては強引に行けるところは行くという考えも必要ではないかと思っておりますので、そういう事を念頭に置いて進めて頂きたいとそのように思います。

それからアスパア玉城の件ですが今聞いておりますと若干減っていて今後には増えるのではないかという、あやふやな考えではないかと思っておりますがこれに付いてはアグリの方は前年対比で110%二桁に近い伸びが常にあるわけでありまして。そういう中に於いて温泉施設の方が減少しているという事はどうしてもバランスが悪い。やはりアグリを担当責任者と行政の方も

もっと親密な協議をして例えば店のレイアウトから客の動向なりいろんな事を考えて取り進んでいく事が重要かと思しますのでアグリの担当者と行政の方と密接な関係を作って頂いて今後一層の努力をして頂きたいと思ひます。温泉施設に付いては以上の様な事です。

それと優良企業と商工業者の関わり方に付いてはいろいろ町参加の事に対してバスを出したりいろんな事をして頂いているという事もあります但根本はたくさんの方が玉城町に就業に見えている。そういう人も含めてこれからどのように玉城の産物も販売していくのかだとか、工場の中には給食と言うのですか食堂等もあると思ひますので、そういう施設に玉城の産物が全て入っているのかという事もあると思ひますので、そういう事で利用が今後増えていけるという事が非常に大事だと思ひておられますので、そういう事を考えて企業との関わり方とかそういう事を進めて頂きたいと思ひておられます。

それと先程町長の方から企業誘致の話がありました但、こちらはちょっと抜けていたと思ひますので冒頭に言ひますと、企業誘致に付いては先般町長の方でもこの20年度の誘致は無い。今後に付いては今若干出ている状況ではあるが確定ではないという事になっておられます但、町長就任の時から企業誘致に付いては、積極的にやっていきたいという事を常々言われていたと思ひますが残された任期は1年半となっております。1年半を迎えるに当たって何としても纏めてやるのだという所があるのか、無いのかそこだけお伺ひしたいと思ひます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 企業誘致のお尋ねと前段のハイブリット型の農業商工業と町内の企業との連携に付きましてはこれも重要な事でございます、それぞれ大企業で本社もあり、たくさんの従業員も抱えている企業さんでございますので町内の折角の特産品を是非PRして欲しいという事も直接申し入れしてございまして、既に企業によってはアグリさんに社員の厚生面での活用に利用して頂いてそういう取組もございまして。これからはそうしたPRについてさらに力を入れていきたいと思ひておられますし、又商工会が中心になりまして折角こうして意欲的に取り組んで頂いておられますので、この事もお互いの連携をさらに深めていくよう努力したいと思ひておられます。それから企業誘致の取組もございまして。これに付きまして町内に来町される方がいろいろ見えましてその度に働きかけをする。或は又こちらからも取り組んでいるわけでございます。特に県の立地政策の所管或は又折角東京玉城会がいろいろな関係が出来てきているということでございまして、東京玉城会の方にもお願いしたりこういう働きかけをしておられます。しかし今のこうした厳しい状況の中では、玉城町へ立地しようかという動きにはなっていないのが

現状でございますし一部工場適地として区の公用地でございますけれども、所有されておられる所に働きかけがございまして先程前段でお答え申し上げましたように、町が中に入って進めさせて頂いたという事もございましたけれども、やはり相手のいろいろなお考えもあるわけでなかなか進まないというふうな今の段階でございます。今後もやはり何といたしましても町の経済力、町の活力そしていろいろな町の福祉施策或は教育施策を進めていく上では自主財源の確保という事は大変重要でございますから、出来るだけいろいろな所へ努めて働きかけをしていきたいと思っておりますし、又議員の皆様方におかれましても、いろいろな情報がございましたら是非お知らせ頂きたいと思っております。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 商工会始め各企業への働きかけに付いての実際の数字で表れるような数字の出る事を期待しておりますし、非常に難しい時代であります、企業誘致という事は非常に大事だと考えておりますので任期中にいろいろな格好で進めて頂ければと思います。

それでは2点目の質問をさせて頂きます。新型インフルエンザ対策について伺います。町長の政策の中で大きな政策の柱の1つである町民生活の安心安全があります。今回の新型インフルエンザ対策はいつ発生するか分からない。又今すぐに発生してもおかしくない状況の中で世界的に取組が進んでおります。現状として近年東南アジアを中心に鳥インフルエンザが流行しており、流行がおさまる気配が無く人への感染例も数多く報告されている事からこの鳥インフルエンザが変異し新型インフルエンザが発生するのではないかと危惧をされているところであります。新型インフルエンザに関しては全ての人々が抵抗力即ち免疫を持っていない為世界中で同時大流行した場合、人命や社会経済活動に多くの被害をもたらす事が心配されております。平成16年に厚生労働省により新型インフルエンザ対策報告書が取り纏められこの報告書に基づき平成17年11月に国の新型インフルエンザ対策行動計画が策定されました。三重県に於いても行動指針の整備が必要と考え新型インフルエンザ対策行動計画書の策定が行われました。野呂知事は7月23日の定例会見で新型インフルエンザが流行した場合県内で最大という表現ですが36万8千人の患者が見込まれ死者数は9千400人にのぼる可能性があるというふうに述べておられます。これは東海、東南海、南海地震の同時発生時の2倍に当たる死者数が出る危険性があるにもかかわらず、住民の危機感や理解度は低い状況にある。県は15万2千人分の抗インフルエンザウイルス薬タミフルを備蓄し新型インフルエンザ対策行動計画や対応マニュアルを策定しているが今後は医療対応に加え、事業者や職場家庭で正しい知識を持ち社

会対応が不可欠だとして予防知識を普及させる考えを示しました。危機意識の進んでいる県内や全国の自治体に於いては新型インフルエンザ対策を独自に進めている所があります。三重県に於いては桑名市が新型インフルエンザに備え治療薬のタミフルやマスク等の感染防護具を独自に備蓄すると発表いたしました。県内の市町が独自に備蓄するのは初めてであります。又埼玉県宮代町では家庭用の新型インフルエンザ対応マニュアルや新型インフルエンザ対策行動計画案策定しこの9月より全戸に配布又町のホームページでも内容を案内しております。この様に地方自治体に於いても新型インフルエンザに対し危機感を持って対応を急いでいる所が多くあります。住民は新型インフルエンザの発生のみに関わらず全ての危機に関する対応の早さを望んでいるのではないのでしょうか。我が町玉城町の新型インフルエンザに対する対策と対応スピードをお伺いします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 新型インフルエンザ対策についてのお尋ねでございます。先般も南勢志摩管内での首長、知事との話し合いの中で特に知事からお話がありましてその2、3日後であったと思えますけれども私の方からも全員協議会で議員の皆さん方にも、担当課長からも報告申し上げたところでございます。議員お話のようにこの新型インフルエンザに付きましては人から人へ効率良くと言いますか感染する未知のウイルスということでございまして世界的な大流行を起こす危険性があると言われていたわけでございます。既に自治体でも取り組んでいる所もあるわけですが、まずは町としてどうしていくかということでございまして住民の皆さん方への確かな情報提供をしていく。そして当然町職員におきましても正しい知識を持って、正しい住民対応が出来るような態勢を整えていく必要がある。又医師会等とも連携の取れた行動計画が必要だと考えているわけでございます。知事を本部長といたしまして先般さらに県下の首長会議でもその状況報告があったわけでございます。具体的な内容に付きましても担当課長から少し補足を申し上げますけれども、やはり県の動きがこれから示されてくるという説明も頂いておりますので、それに沿った形でその指示を得ながら、早急に町としても対応して参りたいと思っております。以上でございます。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 新型インフルエンザの具体策に付いて補足説明させていただきます。今おっしゃられたように新型インフルエンザは今の所感染した例もございませんし、いつ発病するか分からない状態ですけれども国や県は鳥インフルエンザが変異して新型のインフルエンザになるのではないかと危惧している状況は皆さんご承知の通りです。玉城町としましてはやはり新型

インフルエンザの情報を的確に伝えて予防に努めていただく事が一番大事だと思っておりますし、いつ起こるか分からないのに無用な混乱を起こさない配慮も必要かと併せて考えております。従いましてやはり住民の皆さんに新型インフルエンザの基礎知識や予防策、現在の発生状況それから国等の関連サイトの紹介等を重点的にお知らせする事がまず大切かと思っております。具体的には町ホームページへ新型インフルエンザに関するサイトを開設しようと考えております。それから町広報掲載による新型インフルエンザの理解を求める事とそれから今月伊勢の医師会で新型インフルエンザに関して医療機関の会議があると聞いております。この会議の動向も見ながらインフルエンザ接種の折に新型インフルエンザのパンフレットとかリーフレットの配布が同時に行えればと考えております。こういう事を具体的に考えておりますが初動に付いては玉城町の地域防災計画、震災とか風水害と同じような行動を起こせば良いと思うのですが実際この新型インフルエンザに関する行動の中で、他の行動と明らかに違うのはやはり対応する職員が感染してしまうという事が大きな問題になっております。県では約4割の県職員が感染した場合どの様な行動を取るかということで健康危機管理室が、社会的見地から見ての社会型の対応マニュアルを作製しておりますのでやはりそれと歩調を合わすというか参考にさせてもらいながら、本町にいたしましても県内大規模に拡大した場合に、町としてどの様にして住民の皆さんに発生時の業務内容をどの少ない体制でやっていくとか、又総合窓口をどの様に設置して患者の搬送とか相談を行うかというのを、医師会とか保健所と連携を取り全町的な側面から行動マニュアルを作製しなければならないと今考えております。以上です。

議長(小林一則君)8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 今説明して頂いて地震に付いての対策は日本が地震国家で以前から非常に進んでいるという事がありますがこのインフルエンザに付いてはなかなか目に見えないということもあって、対策が進んでいないというのが現実ではないかというふうに思います。新聞記事に依りますが東京都の知事に於いては国の政策は遅れているので独自に進めて9月の補正予算に入れていくのだという流れも出ております。勿論県の動向を見ながら歩調を合わせてやっていく事も非常に大事であると思いますが、そういう事をしながらあまり年月が経たないことを望みます。実際にこれが起きた場合物が無くなるというのがよくあると思います。例えば食料品でも健康にこの商品が良いと言うとスーパーからそれが無くなる。紙が非常に不足すると言うとトイレトペーパーがスーパーから無くなる。例えば今回のようにインフルエンザの発生する可能性がものすごく近くなってきたと言うと伊勢からマスク

が全て無くなるとかいろんな状況が想定されてくると思いますので、そういう状況を踏まえて町独自になると思いますが、行動計画の策定を早急にして備蓄についても急いでいく事が必要かと思っております。急ぐという事について町長のお考えをお伺いします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) おっしゃる通りでございますがやはり『備えあれば憂い無し』という諺の通り予め備蓄出来るものは備蓄する。そうした事の住民の皆さん方に正しい認識を頂く。周知に付いても早急に対応して参りたいと思っております。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 病院側にちょっとお伺いしますが今の状況の中でこの冬発生したという状況がある場合に、病院側の受け入れ態勢は今現状整っているのか。そういう事を答えられるようであればお願いしたいと思います。

議長(小林一則君) 病院老健事務局長 田間宏紀君

病院老健事務局長(田間宏紀君) 新型インフルエンザに付きましては現在医療施設等のガイドラインが定められておましてそこにおきます医療機関には指定されておられません。段階がございまして蔓延した段階におきまして医師会を通じて医療機関が指定されるという形になっておりますので、現在その対策は行っていません。通常一般的な感染のガイドラインに基づいた対策というのは通常の範囲の中でやっているところでありましてけれども、この新型インフルエンザに対する特段の対応はやっていないのが現状でございます。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 先程も言いましたが危機に関する対応の早さというのは行政にとって非常に大切というふうに思います。今後の対策に付いてもその事を念頭に置いて対策意識を持って、進めて頂きたいというふうに思っております。以上です。有り難うございました。

議長(小林一則君)以上で、8番 中瀬信之君の質問は終わりました。

10分間休憩と致します。

(午後 2時00分 休憩)

(午後 2時10分 再開)

議長(小林一則君) 再会致します。休憩前に続きまして一般質問を続けます。

次に5番 鈴木加奈子さんの質問許します。5番 鈴木加奈子さん
5番(鈴木加奈子さん) 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回

は4項目に亘りまして通告いたしております。尚これに関わります関係省庁からの文書に付きまして予めご提示させて頂きながら、ご検討頂くようにお願いしておりますので、制度の中身に付いてのご答弁は不要でございますので当町としてどうするかという事に限ってお話して頂いたら嬉しいです。よろしく申し上げます。まず学童保育の充実についてですがこの学童保育に付きましては田丸に続きまして外城田小学校区、そして有田の小学校区いなほの郷でしたか名前忘れましたが学童保育が出来ました。早速喜びの声が寄せられております。近い所で保育してもらえ事になって本当に嬉しいという喜びの声が何件も寄せられています。それに対しまして一方では下外城田の地域からは「どうして下外城田はまだなの」という声が上がってきております。2番目には田丸保育所に付いてでございますが建設問題に関わりますのとそれから運営に関わります両面からお伺いしたいと思います。3番目に国民健康保険について伺います。子供の医療費無料制度を実施しておりますがそれに関しまして窓口無料になる事を希望しておりますが、それ以外に資格証明書との関わりの問題でございます。4番目に原油の高騰に伴いまして諸物価が上がっておりますがこれに関わりまして農業、中小企業の皆さんあるいは生活困窮者の方々に対して、どうするかというこういった問題に付いて伺ってまいります。

ではまず学童保育の問題ですが学童保育は先程も申し上げましたように有田小学校に於きましていなほの郷児童クラブが誕生いたしまして大変喜ばれております。これでさくら児童クラブには対象の1、2、3年生の26.7%そして有田の学童に於きましては対象児童の30.5%それから外城田小学校に於きましては対象学年の30.5%の子供が学童保育に行っております。下外城田小学校では今外城田小学校区にお願いしております。その関係で19.4%という低さでございますが小学校近くで開設して頂ければもっと利用しやすくなるということから他の学童のように30%少しという方が行かれるということになるのではないかと思います。今14人でございますけれどももし仮に30.5%というと22人という事になります。ですから是非共下外城田小学校区にも早く実現させて頂きたいと思うわけでございますが、金額といたしましても大変安普請と言ったら悪いかも分かりませんが、真夏あるいは真冬にどういう状況になるのか案じておりますけれども、この対応をきちっとして頂くならば、さしあたっては安普請であっても他所の学区へ子供をやっているよりも身近な所で学童保育される方が嬉しい。しかも下外城田地域は他所へ働きに行く方もありますけれども、その地域で農業に従事される方も多い土地柄でございますので、そういった点におきまして早く実現をという願いの声も参っております。是非町長のご決断をお願いした

と思います。今年9月1日から有田の学童動き出しましたが来年の9月でということにはならないように、この春休み中に実施して頂くようなお急ぎを頂きたいというふうに思います。ご答弁お願いします。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 鈴木議員から学童保育充実についてのご質問を頂きました。田丸地域のさくら児童館そして外城田の梅がおか児童館に続きまして9月1日からいなほの郷放課後児童クラブを竣工させて頂きまして共用始めさせて頂きました。町議会の皆さん方のご理解を頂いて完成になりました事は厚くお礼申し上げる次第でございます。安普請というお話ございましたが安普請ではありませんで、大変財政厳しい中で捻出したしまして良い環境の中で子供たちが過ごせるような態勢を取っているところでございますので、ご了承頂きたいと思います。下外城田地域の設置はどうするのかということでございます。現状に付きましては鈴木議員からもお話ございましたけれども現在下外城田の子供たちが、外城田の梅がおかの方へ利用頂いているということでございます。1年生2年生3年生それぞれで14人の子供たちが見えるという事でございます。従って直ちにということにはなりませんけれども今後下外城田の地域に出来れば、どれ位の子供たちが利用されるかという事の把握をしたいと考えております。そんな中で検討して参りたいというふうに思っておりますのでよろしくをお願いします。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 状況の把握をしたいと思ったものですからさっきも推計の人数を申し上げたところでございます。各校区におきまして対象年齢の中で30.5%という数字も申し上げたところでございましてそれを復唱するようなことではなくて、ご答弁を頂きたいということも冒頭に申し上げたところでございます。現在は14人ですけれど調査をしてという事ですがこの調査はいつ頃しますか。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 当面今の段階では14人という形で梅がおかの方でご利用頂いているということでございますので、直ちに下外城田の子供たちの数が増えるというふうな状況にはないと思いますけれども、先程申し上げましたように、地元であればどれ位の人が利用したいかという希望は来年中にはその把握をしたらどうかと思っております。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 来年中ということは来年の12月なのか来年度中か分かりませんがそんな頼りないこと言わないで、今19年度決算が出

ておりますけれども例年基金に6千万以上積み立てる。6千万の2倍というものがまず毎会計年度末には余ったお金として出てきている。その中で半分の6千万程度が基金に積み込まれているという現状から考えまして2千万程度で作れる学童保育。有田の場合そうだったのですが。それであれば早く実施する。あなたの決断だけで出来ることではないかこのように思っておりますので3億円余りも京セラに支出するというそれだけの余力を持った玉城町でございますので子供の為にそれが出来ないはずではございません。是非共来年調査するのではなくて、今年度中には調査頂きまして実施に踏み切る方向で要望しておきまして次の問題に入ります。

田丸保育所についてです。前段の議員さんが玉城町保育改革プロジェクトチームの視察に關しましての詳しいご質問がありご答弁を聞かせて頂きました。そこで私は伺いたいののですが玉城町の保育所をいったいどうしようと考えているのか。このプロジェクトチームの仕事は田丸保育所を建設するという事は一言も何処にも書いていないわけです。そしてしかも検討委員さんの中には小学校の教諭の名前はありますけれども、幼児保育に携わってこられました保母さんあるいは現在の園長さんあるいは子育て支援センターにいらっしゃいますベテランの園長さんでございましたお二人の方々そういった方のお一人ずつでもプロジェクトチームに入れるようにと申し上げて参りました。それなのにそういう方を入れずに東員町の保育所や幼稚園、あるいは大津市にまで視察に行ってきた。いったいどういうことなのかと思うわけでございます。その中に認定園ですとか幼保一元化みたいな事を言われるわけです。今安部首相に続いて政権の投げ出しをいたしました福田政権の元ですが、今もう辞められました但其の当時財界の再々の要求を受けまして、国と自治体の責任で実施してきた公的保育制度を解体しようとしている。狙いは保育分野への企業の参入でございます。福田首相は当時何と言ったか。「長年の懸案がある保育サービスにかかる規制改革については年内に結論を出して欲しい」というふうに言っている。これは今年4月23日です。経済財政諮問会議で異例の発言もしております。そういった事でこの制度に関わりまして口を開いているのは日本経団連。『子育てに優しい社会づくりに向けて』キャッチフレーズはお優しいのですけれど誰に優しいのかということなのです。身の毛のよだつような思いがするわけです。そして又5月28日地方分権改革推進委員会の委員長が伊藤忠会長丹羽宇一郎さんでございましてそういう方達が集まって提言を出しているのが、結局は子供たちの保育所を金儲けの道具にしようというそういう姿であります。政府の規制改革会議の議長草刈氏は日本有線会長でこの人は「保育所が株式会社となる事例はごく希で今の段階ではまだまだです。株主の配当が制限される等参入の大きな障害となって

いる。阻害要因を早急に取り除くべきである」という事を7月に露骨に要求しているわけです。そういう状況の中でこの当町のプロジェクトチームといったらどんな人が出ているかという副町長それから生活福祉課からは1人出て見えますけれども後財政の関係の方が入っていて、実際の子供の育ちに関わる人というのは折角これまでずっと研修も重ね、実践も重ねて見えたそういうの方々が入っていないというのはとてもおかしな感じだと思います。国の動きと合わせて考えます時に、玉城町の動きもそれに連動している様な感じがございましてとても案じております。町長は田丸保育所を民間に委ねようと考えているのでしょうか。町立の幼稚園というのも希望が多ければ結構でございますけれども、以前にその点については検討いたしました中ではやはり玉城町の保育所のように幼稚園ですのような音楽、あるいは絵を描いたりとかダンスをしたりあるいは楽器というふうなことも経験させて頂いております。こういう取組の中、保育所で子育てする方が良いのではないかという結論に達してきているわけですがそれを崩してしまうのかどうなのか、この点について伺いたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 全国の自治体の中にはいろんな財政事情等の事から公設民営の所謂民間委託の保育所に切り替えている現状もございましてけれども、今の所民間委託に保育所を委ねるという考え方は持っておりません。申し上げておりますように特に福祉施策、子育て支援からそして保育から関連する教育から重点施策だと認識しておりますので、その事についても議会におきましても定例的にご論議を頂いている中でもございまして、何といたしましても今の玉城町の現状を十分に踏まえて、どうした形での環境整備が必要なのかという事の検討をお願いしている状況でございますので、よろしくご理解頂きたいと思っております。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 委託にする考えは無いとはっきり言明されましたのでその点については安心いたしました。それであるならば保母さんあるいは園長さん、園長経験があります子育て支援センターの方々を加えて一緒に視察頂き、そして検討する中に加えて頂くべきだとこのように思っておりますのでよろしく願いしたいと思っております。田丸保育所は坪井副町長自身も認識しておられる通り保育所は100名までというのが当時は厚生省でございましたが適正規模という事が言われておりました。その中であって田丸保育所は200名を大幅に超えておりますので早急に保育所建設に取り組んで頂きたいと思っております。今プロジェクトチームが検討頂いておりますけれども町長、今後の日程としては何年頃には纏め何年度には土地の購入し何年度には建築

するといったご計画を、頭の中に描いていらっしゃると思いますのでここで是非ご発表をお願いしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 今そうした具体的な計画を申し上げる段階に至っておりません。以上です。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 一日も早く建設して頂きたいという事それから0歳児の保育を玉城町の真ん中で実施出来るようにして頂きたい。田丸保育所で0歳児保育が実施出来るようにして頂きたい。この事を最後に申し上げましてこの件については終わらせて頂きます。

次に国民健康保険についてです。国民健康保険に関わりましては新聞に大きく報道されましたので、ご覧になった方も多いと思うのですがこれは朝日新聞です。資格証というのを交付されますとその家庭の子供も乳児医療が無償になっていてもその無償の制度が受けられないという、こういった問題が各地域で、又学校の保健室で異常な事態が起こっているというそんな報道がありました。これは朝日新聞だけでなく毎日新聞にも掲載されておりました。そして政府はそれを受けたか受けないか知りませんが平成20年9月15日現在で纏めて各自治体の市町村の小中学生が資格証明書を交付された中に何人あるか報告を出すようにというものが参っております。これ今作業して頂いていると思います。提出が多分22日位だったかと思っておりますけれどもそこで私は、これはおかしな事だと思ったのですけれども玉城町で小学生、乳児がいるおうちでこの資格証明書は一体どうなっているのか。そういう事はやっていませんと言えるのか、やっていないと思うけれど1回調べてみようという感じなのかご答弁をお願いいたします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 資格証の内容に付きましては具体的な内容を担当課長から答弁をいたさせます。1年以上保険料を滞納されておられる方について資格証を発行している状況の中で、厚労省の通達の玉城町の状況はどうかとお尋ねでございますので担当からお答え申し上げます。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 資格証の子供たちへの発行の状況ですけれども昨年からは保険証が個別に一人一人発行するようになりましてそれまでは1世帯1枚ということでありましたのでそこまで把握しておりませんが、恐らくひょっとしたら資格証を発行した中に子供たちが含まれていたかもしれません。ただ昨年10月からは個別になったということでそういう事が可能になったということで玉城町としては子供と75以上の老人の方が滞納世帯に含まれ

る場合に付いてはその方だけに保険証は発行するように努めました。基本的には小学校に入るまでの子供と75歳以上の方には0件というふうに把握していて今調査しておりますけれども、そういう認識で昨年行いましたしこの10月の保険証の発行もそれにならってやっていきたいと考えております。以上です。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 子供の中には年代もありますので乳児医療無償制度におきましては就学前の子供だけでございます、県の制度よりも前進させるということを玉城町はやっておりませんので、伊勢市からもその点におきましては、随分と遅れを取ってしまったなとこんなふうに思っているところでもあります。以前は玉城町の方が前進していたのですよね。ところが中学校在学中は入院医療費無料というのを、伊勢市が実施するという事になると、随分と差をつけられてしまったなとこのように思うわけですが、そうすると子供の医療費と言われましたが、それは中学校の子も含めた子供の医療費ということで大丈夫だとおっしゃるのでしょうか。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 中学生までは昨年も配慮はしておりませんでした。ですから今回調査の中で有るか無いか今調査中ですが、今回厚労省の全国調査の中で乳幼児以外、老人の方は入っておりませんでした。小学校中学校生の方の人数を全国的に調べるといふ事になります。小学校中学生は基本的に考えていませんでしたので、こういう調査があるという事は全国的に国から何らかの通達があるのかと思っておりますが、基本的には資格証の発行は市町村の判断に委ねると法律で決められている為に、今何故こういう調査があるのかという事は多少疑問に思うのですが、やはり未納が起これば当然保険証発行を止めるというのが義務化された法律であって、その中で未納の方に保険証を発行してしまえば、その保険料は今皆さんの保険料で賄うという事になってしまいますのでこちら辺はやはり政策としてもう1つ国の方も考えて頂きたいと国保を担当する課としては何らかの形で国には要望していきたい。当然昨年も国保は赤字になっている状態。又違う方面で国の方へも申し上げていきたいとこのように考えております。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 大いに国には要求して欲しいと思います。何故かと言うならばどんどん交付金は引き下げられてきております。そんな中で国は身軽になっても市町村のする仕事は増えてきておりますから、そういう行動は大いにやってもらいたいと思います。又その行動をして頂きます折にはどんな文書で要求したという事もお知らせ頂きますと嬉しいと思います。

さて何故こういった問題に付いて私がくどくど言うかと申し上げますと、玉城町は資格証の発行率が高いのです。県内の様子を見ましても。それで何故明和町は0なのに玉城町は大分件数ありますよね。それはなんなのですかということです。それは三重県政も非常に問題があります。三重県全体の中での資格証の発行数と、ものすごい人口の東京都内全体の資格証の発行数と見比べてもほぼ同じ位の数字が出ている。そんなに三重県の間人は悪い人間でどうしようもない状態になっているのか。玉城町の間人はそんなに悪い人間と思っているのかその所なのです。資格証明書というのは証明書だけを持っていても病院の窓口で100%医療費を払ってこないといけないそういう証明書です。ですから保険証が有っても無くても同じのようなそういう証明書であるわけなので、そういう資格証明書でなくてきちっと国保の保険証を短期証でも結構でございますけれどもそれが発行されそれによって3割負担という事になるわけでありますので、この資格証というのが発行されるというのは大変な問題であるわけです。この資格証を発行してはいけない除外するというのが国民健康保険法施行規則の第5条の5にありますね。滞納なさってみえる方に対しましてこの24項目ありますけれどもその事に付いて伺った上で対象が無いということで資格証の発行をしているのか、どうなのかお伺いしておきたいと思えます。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 資格証を発行することが望ましくないという方については当然資格証は発行しておりません。又資格証の発行状況ですが昨年10月に保険証を発行した時の資格証の発行率は世帯比で2.2%。保険者数で1.9%ということですが直近でいきますと26世帯、1.3%。35人0.9%。下がっております。従いまして当然未納になりましたら短期証というのがありますから短期証は勿論10割払い保険証と同じで期間が短いだけです。我々も1ヶ月3ヶ月6ヶ月を有効に未納の方に使いながらこれに引き続いてもおさら交渉になかなか来てくれない方テーブルに乗ってこない方についてやむを得ず昨年も56世帯99名の方に資格証を発行しました。ただ年度途中で納付があつたりしまして、納付意欲がある方に付いてはそこで又短期証を発行しながら、分納制約を守るかどうか見極めてというふうにやっておりますのでこういうふうに1年の内に約半分になっている。ですから1つのツールとして資格証を発行しますし資格証は我々市町村の保険者が国へ要望して作った制度で、未納の方に保険証を発行される事について各市町村の保険者が困っているという事態からこの制度が生まれたので、これはあくまでも困った方に出さないのではなくて、払えるのに払わないという方への1つのツールとして出来たものだと認識してこれからも運営していきたいとこの

ように考えております。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) この中には生活保護者の場合には保険料を支払わなくても医療が受けられる制度になっておりますけれども、生活保護を受けずに頑張ってみえるけれども、生活は非常に困窮しているといった場合もありますので、状況をきちっと把握して頂く為には必ず面接をして本人さんの意見が述べられるチャンスを作って頂く事をお願いいたしましてよろしく対応をお願いしたいと思います。老人というのはこの制度の中のトップにありまして育成医療を受けてみえる方、妊産婦の方の入院費の関係それから母子家庭とか更生医療の方、精神衛生保健あるいは知的障害者の方、結核予防等ずっと24項目あります。人口腎臓、慢性腎炎等の長期に亘る高額医療の方こういった方も含まれてまいりますし、記載されておりますのはきちんと頭におられる事が伺えますので手抜かりのないように。そして必ず面接をして頂くようお願いしまして、この問題に付きましては終わらせて頂きたいと思っております。又このデータが出ましたら又公開をお願いしたいと思いますのでよろしく申し上げます。どういう訳か国は各自治体で独自に公開するなという一文が付いているところが異常な調査だと思っておりますけれどもよろしくをお願いしたいと思います。

次に最後になります。原油高騰に伴いまして漁業者の方が国会にデモ行進をいたしましたりとか、今高齢者の方々が生活を守る為にというような運動がありました。そんな中にありまして総務省から通達が県に参りまして、そして又県から各市町に向けて参っております生活支援の中にはたくさんの項目がございます。中小企業対策であるとか農林業に対する支援でありますとか、住民の皆さんへの生活の支援、生活困窮者に対する灯油の購入費の助成、社会福祉法人に対する福祉、ガソリン支給支援、これなんか福祉バスを当町は走らせておりますのでそういったことで支出したりあるいは学校給食費なんか燃料費の高騰等で、給食費の値上がりにならないようにという事で一般会計からの支出。たくさん項目はあるのですが差し迫っているところは、ハウス栽培をやってらっしゃる方あるいは中小企業の方々、又生活困窮者の方々ではないかと思っておりますがこの方々に対しまして灯油に関わります支援をする事については、交付税の措置を行うという事があります。これは何と私は今年知ったのですが昨年から実施されていた事であった事を知りました。『昨年度に引き続き特別交付税措置を行うこととしております』という文章になっています。この県からの通知に基づきまして玉城町は昨年どのようになさったのか。今年度はどのように考えていらっしゃるかお伺いしておきたいと思っております。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 灯油の助成でございますけれども玉城町は生活保護世帯の方に対しての助成を昨年度実施させて頂きました。そういう状況でございます。又お褒め頂かないといけません三重県で玉城町だけです。昨年度やりました。今年は灯油も若干下がってきておりますしそういう考え方は持っておりません。以上です。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) この生活保護家庭に対しましては別の通達に基づきまして月額8千円までの支給に対しては収入認定を行わないと政府は認めているところですがけれども玉城町ではいくらの支給をされたのか。それから以前は生活保護の方々には年末のお手当というか、お正月を迎える準備金というように支給されておりました。これもだいたい1人当たり4、5千円程度ですと収入認定はしないというのが通例になっておりましたけれども、それと加えて灯油に付いての支給をされたのか。おいくらなされたのか。先程も申し上げましたけれども生活保護を受けていないけれども、生活保護者よりももっと厳しい暮らしをしてみえる方達もあります。そういった方の対応は今後どうするのかお伺いしておきたいと思っております。

議長(小林一則君) 政策財政課長補佐 中村元紀君

政策財政課長補佐(中村元紀君) 昨年度に付きまして特別交付税措置の申請をいたしまして100万程度の収入があったかと思っております。何に充てたかと言いますと先程鈴木さんおっしゃって見えまして部分で、生活保護世帯に対する援助の部分で上乗せさせて頂いた。昨年度12月で補正させて頂いた。元々の援助の部分プラス上乗せの部分、それからなおかつ温泉の入浴券等配布させて頂いております。寒い冬場に温泉に入って温まっていたらこうということ挙げてさせて頂いております。本年度もほぼ同じ程度のものはさせて頂く予定でございますけれども他の施策、農家であるとかその辺りの施策について各市町でされておりますので、その辺りに付いて今検討中でございます。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 林担当がいらっしゃいますので生活保護家庭にはいくらか年末手当プラス灯油援助というのが支払われたか分かると思うのですが、私質問いたしました経過もございますので答えておいて欲しいと思っております。そして財政担当中村さんから、これから検討しますということでしたので農林関係の方、ハウス栽培の方も本当に大変だと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 申し訳ございません。援助費の上乗せ分12月補正忘れました。調べます。生活保護世帯の灯油分に付きましては当時の価格、1年前の上がる前の価格から上がっている価格の差額を見てこの冬にどれ位使われるか計算して2千円を2月5日の生活保護を支給する時にプラスして値上げ分ということで23軒に4万6千円支給したのを覚えています。前段部分はすみません。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 4項目も通告いたしておりましたので駆け足のような状態で質問してきたところではありますが、こういう制度に付きましてはやはりきちっと制度は活用して、交付金は受け取って皆さんに喜んでもらうようにする。これが町職員の仕事ではないかとそう思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。私達議員も選挙で選ばれましたところの公務員でございます。常に憲法に則りまして住民の皆さんの生活向上、福祉の向上の為に力を尽くすということで取り組んでいます。先程保育所の問題におきまして町長は頼りないご答弁に終わったのでありますけれども、そういうのではなくて今一体どういう状況の中で保育されているのかということ。そういう人達を入れると早く建てろと言われてはいけないと、そう思っただけで入れなかったかのように見受けられる。そんな事では玉城町を進めて頂くのにふさわしいということにはならないのではないか。町長は子育てを支援するという事を公約されて当選なさいました。町長さんを推した皆さんは町長さんなら温かい町政をしてくれる、子育て支援をしてくれるだろうという事で推したのであります。ですから皆さんの期待を裏切らないように早く保育所の建設に踏み切って頂きたいと思ひます。又場所の問題は通告しておりませんでしたけれども、今回の議会におきまして新田町の区画整理事業を行う予定であった所に、道路の建設をという事で質問して頂いた方ありますけれども、そういった問題もそういう公共事業である保育所建設とかみ合わせてしかもあそこには竹岸ハムの工業用地の関係できちっと登記がなされていないという土地もあつたりします。そういったことも公共用地の取得といった事で、全部とは言いませんが解消出来る部分も何筆かはあるのではないかとそんなことも思ひますし、総合的に考えまして早く建設をお願ひしたいとこのように思ひます。有り難うございました。

議長(小林一則君) 以上で5番 鈴木加奈子さんの質問は終わりました。

10分間休憩といたします。

(午後 2時59分 休憩)

(午後 3時10分 再開)

議長(小林一則君) 再会いたします。休憩前に続きまして一般質問を続けます。

次に11番 野口繁君の質問を許します。11番 野口繁君

11番(野口繁君) 只今議長の方から一般質問のお許しを頂きましたので通告書に基づきまして3事項質問させて頂きます。まず第1に松阪食肉公社の事業運営について、2番目玉城弘法温泉の運営について、3番目新田町地内の道路整備についての3点を質問させて頂きます。

最初に食肉公社の問題でございますが施設運営支援が約7年間続いたわけでございます。その時の2年目位でしたか町へ向いて支援金を要請したわけでございますけれども、金額的には玉城町にも十分な金額でございますけれども議会の皆さん方が現地へ向いて視察に行った。その時に玉城町にはもうご迷惑をおかけしませんという回答を得たわけですが、その後ずっと支援事業が続けられておりますのでそういう事から1度施設がどのように改善されたのか。我々は行ったことがございません。担当課長からでもお聞かせ願いたいと思います。項目の(口)も続けて近年当町はどのような利用をしているのかその2点をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 野口繁議員からまず松阪食肉公社の事業運営についてのご質問を頂きました。現在県内で4つの食肉公社があるということで松阪のみ公社として運営がなされている。後は自治体が経営しているという状況のようでございます。まず経過も少し触れて説明申し上げて具体的なお質問を数値等頂いておりますので、後に担当課長から説明答弁をさせて頂きますのでよろしくお願ひします。まずこの施設の設置から今日に至るまでの経過でございますけれども、高度経済成長以降国民の所得水準が上がってきたという事から食肉の需要が非常に大きく伸びてきた。そんな中で県内における肉畜等畜産の使用頭数も拡大してきたということでございます。一方昭和40年代には県内には9ヶ所あったわけですが、いずれも規模が小さく老朽化も進んでいた事から開設者は処理頭数の増大や、衛生水準の維持に対応する為に施設整備等を強いられてきたということがございました。こうした中で松阪食肉公社は、食肉流通の広域化に対応する三重県南部における基幹食肉処理施設として昭和50年9月に設立され昭和52年11月から創業を初め、安心安全な食肉の安定供給という役割を果たして来ているわけでございます。以来食肉需要並びに県内の肉畜使用頭数の増加という追い風を受けま

して公社の当期利益は昭和57年から黒字に転換、平成2年度まで黒字基調が継続したという経過でありました。しかし平成3年度から牛肉の輸入自由化や高齢化による廃業等の影響を受けまして平成2年度からは県内の使用頭数が減少傾向に転じて公社の処理頭数も減少すると共に平成13年にはBSEの発生によって処理頭数がさらに落ち込んだ事に加えO157対策関連で平成11年度12年度に約20億円を投じて施設の大改修を実施するなど衛生管理に要するコストが増大した事から平成3年度から平成14年度までは平成5年度を除きますと当期利益が赤字となったという状態でございました。こういう状況を打開する為に公社では平成13年度に経営改善対策計画を策定し進めてきたところでありまして改善策に加えて平成13年度からは毎年1億円の主要株主による支援を3ヶ年実施しこの際には玉城町といたしましては毎年10万円の支出でございましたけれどもさらに平成16年度からの3ヶ年間は支援額を約7千万円に引き下げて支援を引き続きしてきた。この段階では玉城町は毎年7万円の支出ということでありました。こうした取組の結果当期利益は平成15年度から黒字基調に転じ平成17年度末累積欠損金は7億2千400万まで下げるようになったという事でございまして、さらに平成18年度には無償減資により平成18年3月31日現在の未処理損失相当額を一掃してきたということでありまして、全協でもこの状況について説明申し上げた経過でございます。以上が松阪食肉公社の設立から現在に至りますところの状況でございまして、以下具体的な利用状況等担当農林商工課長の方からお答え申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長(小林一則君) 農林商工課長 田畑良和君

農林商工課長(田畑良和君) お尋ねの(口)で近年の当町関係者の利用状況はという事でございますけれどもこの事に関しまして19年度の出荷頭数でございますけれども牛で77頭でございます。全体に占めます割合が0.9%です。豚が2万6千98頭です。全体に占めます割合が30.2%ということで豚の方は非常に高くなっております。18年度以前に付きましては業者扱いで公社の方に処理が入っておりますので、公社の方として玉城町でというデータを持ち合わせていないということですので19年度に付いてはこのような状況とご理解頂きたいと思っております。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 我々が視察に行った時には非常に悪臭がしておりました。外見も規模も変わらないのに、最近は無臭でなんら悪臭も無いわけでございますけれども課長、現地を見られたのではなかろうかと思うので内容に付いてご説明のほどお願いいたします。

議長(小林一則君) 農林商工課長 田畑良和君

農林商工課長(田畑良和君) 私も会議とかいろんな事がございますし度々公社の方へお邪魔しているわけですが豚に付いては午前中に処理されます。牛は午後です。近いところでは1ヶ月以内になりますけれども丁度午前中にお邪魔しましたので豚の方の解体作業を見てまいりました。その日は1日の処理頭数が400というようなことで作業をしておりました。設定からいきますと牛の解体は午後になるということで、その日は牛の方は見ておりませんが70頭ほどということを知りました。先程町長の答弁の中にもありましたように20億円程かけて施設整備をしたということでございまして私も以前の施設がどうだったか分かりませんが、非常に衛生面を考えて改善されたという事を総務部長の方から聞きまして、案内を受けたということでございます。処理頭数が多いという事と後中で作業される方は非常にベテランの方が見えますのでてきばきと作業されていた。私も豚の解体作業を見るのは初めてでしたが、日頃は店頭に並びますもう精肉された物を見るわけですがやはりそういう作業を見ながら認識を深めたそういう状況でございます。野口議員がおっしゃったように最近臭いもしないという事ですが、私は臭いのしていた状況を分かりませんので、今の状態がそういうものなのかという認識でございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 有り難うございます。新聞紙上を見まして経営が15年度から赤字から脱出されまして、扱う数字にしては微々たる数字だと思うのですが黒字をずっと出されていて19年度は1千500万ばかりという数字になっているそうでございますけれども、どれ位の金額で黒字になっているのか。次の項目に入るわけですが黒字になった場合にはこの松阪食肉センター再生維持対策負担金は支出しなくても良いのではないかと思うのですがその点に付きましてお伺いしたいと思います。

議長(小林一則君) 農林商工課長 田畑良和君

農林商工課長(田畑良和君) 先程の施設整備に随分と経費を投入したということではありますが支援に付きましては13年度から15年度が各1億円それから16年度から18年度が7千万、19年度から21年度が6千500万ということでそれぞれ玉城町として1億円の時には10万、7千万の時は7万、6千500万の時は6万5千というふうなことで負担をしております。黒字転換ということになっておりまして、当期利益に付いて黒字転換をしたということで18年度までは累積赤字はずっとありました。そんな中で行政として支援はしていくわけですが中でも平成13年度以降は人件費の経費削減とか後受益者負担ですが、解体料金の値上げをしたりというふうなことで合わせて今申し上げました行政等の支援というふうなことでやっております3年

スパンでこういう支援をしておりますが今のところ6万5千円の負担で19年度から3年間ということでスタートしております。後負担必要かという問いもあるわけですが、元々この業界は非常に不採算部分で全国的に見ましても設置形態が公設民営とかいろんな形態がございます。そんな中で松阪食肉センターに付きましては民営という形でできておりますがそのような中で運営しておりますのでこのような運営をしてきた結果でございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 町にとって負担金は最低で文句は言えないのですが利用度からいきますと豚の場合は3割というような2万6千からの数字ということでございますのでそれでまかなうことが出来ないのか。その点分かっていたらで結構です。

議長(小林一則君) 農林商工課長 田畑良和君

農林商工課長(田畑良和君) 平成15年度から行政からの支援をしているわけですが、これには要因があるわけですが最近市町村合併それから今野口議員がおっしゃったように玉城町の場合に豚が3割の利用率というふうなことからいきますとやはり各自治体でいろんな問題が起こってきます。それで良いのかという話があります。今のところ19年度からは全体の行政の支援として6千500万という枠で動いていますがこの事に付きましてはいろんな団体の中でそれで良いのかという話も出ておまして、それは今協議の途中でございます。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 玉城町に付きましては利用でいきますと最高という形になりますので負担金からいくと最低でございます。県なり松阪市は5千万から3千万、1千万とうい数字になっているわけですが今後起こる問題に付きましては利用料があるのでそういう面も加味してもらって、値上げの方向にはもっていかないようにそれだけよろしく願います。

続きまして2番目の項の玉城弘法温泉の運営について最初にお聞きしたいのは先の総務産業常任委員会の協議会におきまして日本ウエルコより温泉水を弘法温泉に使用するという話があったわけでございます。それを使用するのかどうかお尋ねして次の項に移りたいと思います。一つよろしく願います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 使用するかどうかというふうな約束は今の段階でしておりません。試しに利用して欲しいという形で8月でしたが無料で頒布して頂いたという状況でございます。ただ昨日も山村振興事業の19年度決算をご覧頂いておりますけれども1日平均277人で当初からいきますと少し減少

の傾向にあるということでございます。11年がふれあいの館建設から経過しておりますので、何らかの形で改修等の計画をしていく事が大事ではないかというふうに思っています。5、6年程前に一部改修しておりますけれども集客の施設でありますから、やはり利用者の方の声を大切にしながら楽しんで頂けるような改修計画が必要ではないかと考えているところであります。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 確認させてもらうのはこの温泉水は町として使用する考えはないのですか。それでよろしいですか。続きましてここ数年の入湯者数そして一般会計からどれだけ繰入しているかお聞かせ願いたいと思います。よろしくをお願いします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 具体的な繰入とかの数値については担当課長から申し上げますけれども、先程野口議員おっしゃった約束はしておりませんが、これからの改修の中では、どういう形で利用出来るかその事も含めて検討はしてまいりたいと思っております。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) もう1回後戻りさせてもらいます。町長、日本ウエルコの掘った温泉水はどこにも使い道は無いのと違いますか。あなたは日本ウエルコから多額の金で温泉を買わされたわけですよ。それを準備したのはあなたと違いますか。そういう過去の経過もありながらまたぞろ日本ウエルコの肩を持つような考え方は一切止めておいてください。また新たな施設を作らなければならない。多額の経費を使わなければならない。それでは温泉の名前を玉城弘法温泉ともう1つの名前をどうつけるのか。それよりももう少し入湯者のことを考える施策があるはずですよ。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) やはり本会議場でありますしずっと長い歴史をお持ちの議員さんでありますから言葉には充分注意してほしいと思っております。私もこの事に付きましては既に施設が出来て11年経過しておりますけれども平成元年から直接担当しておりますのでこの掘削等の経過は承知しております。正しい形で発言して頂かないと困ると思っておりますので、よろしくお願いします。この経過についていちいち申し上げませんがやはり町としての権利の取得等に付きましては当然、その時点時点で議会でご審議を頂いて決定頂いた上でこれがあって今日のあの25万人からの年間利用客のある施設運営が出来ているということになっているのは現実の姿ではないですか。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 分かりました。当時臨時議会まで開いたわけです。その点も考えておいてください。それだけお願いします。続きましてここ数年の入湯者と一般会計からの繰入金に付きましてご説明の程お願いしたいと思います。

議長(小林一則君) 農林商工課長 田畑良和君

農林商工課長(田畑良和君) まず入湯者について申し上げます。平成15年度8万4千847人。16年度9万1千158人。17年度9万3千794人。18年度9万914人。19年度8万6千151人です。続きまして一般会計からの繰入金でございますけれども、入湯税にかかりますものも含めまして10万単位で切らせていただきます。15年度5千790万。16年度2千640万。17年度2千430万。18年度1千570万。19年度1千740万です。平成17年度までに付きましては職員がはりついておりましたのでその人件費に当たる部分も加算されております。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 入湯者数でございますけれどもその中で町が行事等に付きましてサービス券と言うか温泉の招待券を出しているわけです。何故聞かせもらうかと言うとこの間確か9月2日に敬老の祝い金の件で話があった。これまでは金額と入湯券をもらっていたということで、大分憤慨されて来られたので早速担当課へ向いて、どれだけの人に出しているのか調べさせてもらいました。条例ではそういう事が書いてありませんので支出がどこでしているのか。例えば19年度の場合は敬老金へ400万持っている。20年度は150万でしたか。金額が少ないということでしてその他諸々あるわけですがどれだけの人数が入湯されているのか。8万とか9万という数字があったわけですが、無料で町からお金を出して入ってもらったという状態でございますので19年度だけで結構ですがいろいろ種類があろうかと思っておりますけれども合計で何人招待券を出しているのか。そしてその金はどこから支出しているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 農林商工課長 田畑良和君

農林商工課長(田畑良和君) 無料券に付きましては利用状況を把握しているわけですが敬老福祉年金の関係でいきますと19年度は1千931枚ご利用頂いたと、そういうことでございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 相当な人数の方々が350円の優待券で利用している。その方々にも150円の入湯税が入っています。町長にお尋ねしたいのですが長年総務課長もしていて、財政の事も詳しいわけですが入湯税を取った場合

交付税はどういうふうになるのか。入湯税を町が徴収しないで廃止した場合とこれまで通り玉城町が入湯税を取った場合、交付税対象にどれ位なるのか。町長はベテランでございますのでお答え願いたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 本来は入湯税を徴収しなければならないとなっております。基準財政需要額に参入されるということでございましてこれを付加しないことに交付税が下がってくるというしくみになっているわけございまして、入湯税を条例で規定して徴収している現状でございます。金額的な事については担当からお答え致します。

議長(小林一則君) 政策財政課長補佐 中村元紀君

政策財政課長補佐(中村元紀君) 入湯税に付きまして19年度ベースで20年度交付税が算定されますので19年度ベースの金額でよろしいでしょうか。19年度ベースの入湯税に付きましては1千292万3千円かと思っておりますのでその75%が交付税に算定されてまいります。969万2千円となっております。それと先程の野口議員ご質問の関係でございますけれどもどこから無料券分を支払っているかという事でございますが、これに付きましては一般会計からの繰入の中で調整させて頂いております。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 入湯税は町税ですよ。町長、取ってもなんら取らなくても良い税とは違いますか。町が決めた全くの町税です。税務課長どうですか。どうしても取らなければならないのか。

議長(小林一則君) 税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君) 入湯税に付きましては地方税法701条の中で入湯客に入湯税を課すものとするということでうたっております。それに基づきまして玉城町条例の中の141条から入湯税の関係でうたっておりますが、この中で減免規程は玉城町条例としてうたっておりませんので入湯客に課すということで課税させて頂いております。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 入湯税はそういう規程があっても町税ですので取らなくても良いはずですよ。違いますか。どうしても取るものと違うのではないですか。

議長(小林一則君) 税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君) 玉城町条例におきまして減免規程を設けておりませんので課すことになっておりますので、徴収はしなければならないと理解しております。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 玉城町条例を廃止したら取れないのであって廃止したら良いのではないですか。民間がしている場合は150円入湯税を取っている。玉城町の場合はこれだけ入湯者が減少していく中で一般会計からも相当繰入している中条例さえ廃止したら何も差し支えないと私は思うのです。1千300万の入湯税は結局一般会計から他の諸々入れて1千700万か800万入れているわけですが1千300万の中で自主財源としては25%の370万位。これを廃止した場合には交付税の対象にならないと思う。ですから入湯税の条例を廃止した場合には750万ばかりは交付税対象になるのと違いますか。

議長(小林一則君) 政策財政課長補佐 中村元紀君

政策財政課長補佐(中村元紀君) 入湯税に付きましては本来目的税となっております。消防施設の整備であるとか観光施設の振興の為に充てるとか、用途が指定されておりますので玉城町の場合ですと入湯税を課しまして山村振興事業の方、唯一の観光施設になろうかと思えますのでそちらの方の施設のへ援助しているという格好で、もし取らなかった場合どうなるかと言いますと取らなかったら税収が減ります。税収が減った分どうなるかと言うと、山村振興事業としては繰入の分が無くなるということ。差し引きそれ程変わらない格好になろうかと思えます。アスピーア玉城の温泉運営に付きましてはさほど変わらない格好になろうかと思えますので、この辺りについては問題無いかと思えます。交付税につきまして先程資料の方確認させて頂きましたら交付税に付きましては取らなくても減額されることは無いということでございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 町長目的税でございます。そういう事も町に限って都市計画税は取っておりません。わざわざ町が大きな負担をして約750万の年間交付税の対象になる。10年経てば7千500万。そういう金で只今の中瀬君が言われましたような入湯の料金を下げるなり、又施設の運営を改善するなりして集客の方法の財源とすれば入湯税を1千300万課す為にわざわざ交付税が750万ばかり減額されると思うのです。違いますか。これは担当課長でないとは分からないと思えます。担当者お願いしたいと思えます。

議長(小林一則君) 政策財政課長補佐 中村元紀君

政策財政課長補佐(中村元紀君) 野口議員は勘違いされているかと思えます。私も最初勘違いをしておりまして間違った答弁をさせて頂きましたので、先程訂正させて頂いたと思えますが、基準財政収入額に参入されます中に入湯税の項目はございませんので、交付税自体は減る事は無いというご認識を頂ければ結構かと思えます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) その件につきましては充分検討して下さい。

続きまして新田町区画整理の残された所の農道問題でございますけれどもこの問題の都市計画道路そして農道整備につきましては、地元の方々は両方の道をお願いしたいという事で私は認識しているわけでございますけれども、議会の採決では数字が分かれた結果でございます。私は都市計画道路につきましては都市計画道路審議会におきまして満場一致で確かに計画変更になったのではなかろうかと思うので、町長もその点につきましてはやりたいのだと回答があったわけでございますので、その点につきましては私はお伺いいたしませんけれども、高齢者でこれから農業をしかねるという事で早く農道を付けて欲しいという要望があるわけでございます。町長としては新田町の方に20年度辺りから準備を進めたいのだと回答されているようでございますけれども、いろいろな問題につきましては分からなければ分からないで結構でございますので、私の感じた事を聞かせて頂きたいと思うので町長一つよろしくをお願いします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 先程前段で奥川議員からご質問にありました内容と同じだというふうに認識しておりますけれども、現在お答え申し上げておりますように関係の、特に新田町の皆さん方でのご協議がなされているというふうな事でございますのでどういった形で町に対しての要望を纏めるのか、例えば幅員をどれ位に希望するのとかいうふうな、話し合いがなされるだろうと思っておりますし、町におきましてはその要望をお聞きしました上で今後対応を検討したいという事になるわけでありまして、道路整備はご承知のように相当な財政負担を要するわけでありまして、それぞれ優先順位をもって議員ご承知の中楽・朝久田線を始めといたしますところの都計街路事業、あるいは又外城田地域の三郷地域、野篠1号線に关します所の歩道整備というふうなものも緊急に重点的に取り組んでいる状況でございますので、全体の計画の中で、今後この整備計画につきましては検討を要するところでございますのでよろしくお願い致します。農道というふうな事のお話になりますと、やはりこの地域は所謂住宅としての指定になるわけでありまして将来は従って住宅地としての土地利用を推進していくエリアになるだろうと思っておりますのでやはり幅員につきましては6m以上の幅員が必要ではないかという考え方を持っております。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 分からなければ分からないで結構です。担当課長に単純な質問をさせてもらいます。区画整理事業の場合は外周で面積を出して換地パーセントを掛けて換地割当が出来たわけでございますけれども農地を拡幅

した場合には1筆測量が必要ではないかと私は考えるわけですが相当な測量費が必要なのと又宮川用水の配管がありますね。6m道路にしてはほとんど撤去しなければならない配管の撤去費とか、そうなりますと撤去した場合には、宮川用水の転用決裁金辺りもたくさんかかってくるのではなからうかという心配の元で質問するわけでございますけれども、そういう面に付きましてはどういうふうになるのか。

議長(小林一則君) 建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長(前田浩三君) 只今のご質問ですけれど区画整理の場合でしたら事前換地といった方法が取れます。但しまだ地元の関係者の方とご相談もしておりませんし、今現在のところとしましては現状の地形を利用した道路の拡幅という事でご要望頂くものと認識しております。そういう状況になりますと区画整理での測量というものは行っておりますけれども中の1筆の境界測量はやっておりません。通常道路の用地を買収させて頂く場合にはそれぞれ分筆登記、又所有権移転といった登記事務が発生するわけでございますけれども当時区画整理での換地計画といった事で試算をしております。約3億から5億必要ということになっておりますので1筆測量にかかりましてもそれ相当の金額が必要になるというふうに認識しております。但しこの土地の調査に付きましては国の財政支援といった手法もございます。今具体的に申し上げるわけにはいきませんが、そういった手法を利用させて頂く。又利用出来るような協議をしていきたいと考えております。それと2点目の農業施設の移転もしくは転用決裁金という事でございますけれども、拡幅部分に付きましては、町の方で転用決裁金というのを納付させて頂く制度に今はなっております。残ります土地に付きましては個人の方が土地利用を検討頂きました中で、農地以外に利用されるといった場合にはご本人さんで転用決裁金を納付して頂くという事になるかと思っております。只現況の地形を利用して拡幅していくという事でございますので、区画整理又圃場整備の様な形で区画を統一していくという事ではございませんし只先程町長の答弁にありましたように、この地域に付きましては都市計画で言う住居系の用途地域の指定がございますので、やはりそういった土地利用を町として推し進めていく必要があるかというふうに考えておりますので、道路区分に付きましては住宅地として将来利用が出来るような幅員を検討していきたい。特に今現状は農地ですので農道という言葉をお使いですけど、将来的には公道という町道に類した道路という事で協議を進めていきたいと思っております。只この件に付きましては、前段の奥川議員のご質問の中で町長がお答えいたしておりますけれども8月20日前後とお聞きしておりますけれども新田町在住関係者の方が協議を持たれて、道路の拡幅幅というのも念頭に入れてか

どうかは分かりませんが拡幅については全面的な協力をしていこう、又その道路の拡幅を希望する路線という事で、そういった所のものも協議を今後進めて頂くということで先日地区の図面を提供させて頂きました。そういった物で具体的にご協議を進めて頂けるものと思っておりますし、又新田町以外の地権者の方にも、そういった呼びかけをして頂けるというふうにはお聞きしておりますので今後協議を進めて頂きました推移を見ながら、又そういった具体的なご要望を頂きながら、町としての協議を進めさせて頂きたいと考えております。以上でございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 地元の方は想像もしない問題が多々出てくると思う。事前に事務の方と町がここまで負担するとかいう事も、だいたいの案を決めておいてもらって納得の行く方向で進めてもらいたいと思う。トラブルの起こらないように進めて頂く事をお願いします。

議長(小林一則君) 建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長(前田浩三君) 地元との負担割合というお言葉が出されたわけでございますけれども新田町以外に各地区でございますけれども、道路拡幅の要望とか新設の要望とかございますけれども、道路事業に付きましては地元負担というのは現在のところ頂いておりません。過去にはそういった時代があったように聞いておりますけれども、道路に付きましては地区の方以外にも通過交通といったことで利用される方もございますので、道路事業に付いては負担を求めない形で今事業を進めさせて頂いておりますので、この地区におきましてもそういった考え方を持っていきたい。只それに付きましては多額の費用を要しますので、年次計画的なご協議はさせて頂くことになろうかというふうに思っております。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 分かりました。いろいろ検討して進めて頂くようお願いいたします。以上をもちまして一般質問を終わります。

議長(小林一則君) 以上で11番 野口繁君の質問は終わりました。

10分間休憩と致します。

(午後 4時00分 休憩)

(午後 4時12分 再開)

議長(小林一則君) 再会致します。休憩前に続きまして一般質問を続けます。

次に3番 山本静一君の質問を許します。3番 山本静一君

3番(山本静一君) 議長の許可を得て今から質問いたします。私は有権者の皆さんの支持支援を得て丁度1年経ちこの場に立っております。行政には皆さんと同じ町民としての視線で接する考えです。今回も素朴な質問をさせて頂きたいと思っております。町長よく「北の川越南の玉城」と言われますけれども私も始め町民の皆さんも言葉だけでございますのでそういう内容を1回説明頂きたいと思っております。財政面で基金の積み立てが多いのか。それから財政分析で川越と匹敵するのか。そういうところの説明をお願いしたいと思っております。それから財政に付きましてはなかなか厳しい状況でございます。国の厳しい財政の中で交付金が年々減っているという状況下でございます。そういう事で現状を町長としてどのように認識と言うか、捉えているのかという点でございます。最後に2点目で町行政についてということでございまして町長はトップでございますので野球で言えば監督です。それぞれ選手である職員の方にどういうふうな指示指令とかいうのを行っているのか、その点をお伺いしたいと思っております。

議長(小林一則君)3番 山本静一君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 山本議員からまずは町財政の中で私が以前から三重県29市町の中に15の町があるわけでありましてけれども、その比較の表現でいろんな機会に、北勢地域の川越町と南勢地域の玉城町のお話をさせて頂いております。まず、玉城町は先人の皆さん方大変なご努力そして特に今つくづく思っておりますのは、大変勤勉・勤労の方々非常に町民性としてある町ですから、その差が申し訳ないですが、それぞれの自治体との開きになってきているのではないかと、こんなふうに思っている次第でございまして、申し上げております具体的な根拠におきましては、昨年11月の国の財務省が東海4県特に愛知、岐阜、三重、静岡に176市町があるわけでありましてけれどもその経済力が、どういう状況にあるかという事の発表がなされておりました時に、三重県南部では玉城町が唯一4県の平均以上の位置にランキングしている。この統計の内容といたしましては、特に人口に対する就業者数の比率を始めといたしまして、財政力指数あるいは一人当たりの所得水準あるいは有効求人倍率、全世帯数比の新規住宅着工戸数と、いうふうなものを使用しての分析結果でございました。大変な評価であります。さらに本年2月15日に三重県が独自に確か2007年を100とした場合のこれから22年先の2030年に人口推計がどうなっていくのかという分析が発表されたわけでありまして、三重県の中でただ4つの市町が増加の状況にある。その中に玉城町も人口増の町という事で、含まれているという状況でございます。こういった事で県内外から非常に注目を受ける町として評価を頂いてお

りますことは、本当に有り難いと思っております。又最近ではご案内の全国マコモサミット始め担い手サミットでの、本町へのお客様をお迎えするというふうな動きもあるわけございまして、そういった面での比較を申し上げているわけございまして。特に川越町は火力発電によりまして、大変な財源見込みをしているわけございまして約200億の財政調整基金の積み立てがあるやに聞いているわけございまして、具体的な経常支出比率なりあるいは又経常収支比率を申し上げますと川越町は61.2。これは18年度決算の結果でございますけれどもこれで県内トップでございます。勿論財政力指数にいたしましても1.59という結果になっております。その財政面での開きは随分ありますけれども住み良さあるいは歴史、資源、伝統文化等から言いますと、やはり歴史的に南勢地域の中心の町として発展を遂げ、大変な南勢志摩地域の発展に寄与してきた町。しかも非常にコンパクトに纏まっていて皆さん方のご理解があつて教育水準あるいは福祉施策は回りの自治体と比較いたしましても、随分良い環境で整備なされているということをもって「南の玉城」と表現している意味でございます。今後におきましても格別のご支援を賜りたいと思うのであります。

議長(小林一則君)3番 山本静一君

3番(山本静一君) 先程の町長の説明で経済力では評価を頂いているというお答えでございましたけれども今財政面で見ますと、先程町長が申されました平成18年決算からひろった財政力指数でございますけれども川越は1.591、玉城は0.802ということはだいたい川越の方が2倍ばかり余力があるという見方も出来ます。県下0.647ですから玉城としては上回っていると思いますが。それから経常費比率も申されましたけれども川越は60.4%我が玉城は79.8%。比率が高い程財政構造が硬直化でございます。それから自主財源比率も川越は90.5%でございますけれども玉城は57.1%ということで大きな開きがございます。川越は今までの財政力も光り財政分析を見ましても15町の中で常にトップでございます。玉城は県下平均を上回っておりましてだいたい5位を前後しております。比較して川越、玉城となりますと町民の見方としては常に川越に匹敵する、例えば野球で言えば川越と玉城は半ゲームか1ゲーム差でその日その日の試合で首位が入れ替わるといような状況かと思っておりますけれどもやはりなかなか差がございます。大きく6、8ゲーム離れていて玉城はとても首位は望めない状況かと思っております。だから南勢ではよろしいけれども、やはり町民の皆さんもそういう認識を持って頂きたいということで、そういう中でこれからもそうでございますけれども、町民の皆さんも財政に対しましては充分注意を払って頂ければ幸いです。不交付団体と言うのですか助成金の無い川越、四日市、鈴鹿、

亀山という中でございますけれども、玉城はまだまだ地方交付税の依存率が高い。特に19年度は一般財源に占める割合が21%と大きくなっているということで、まだまだそういうふうな玉城といたしましては国県なりの交付税に依存している体質かと私は思います。次に2番で現状の町財政は厳しい中でございますけれども、町長といたしましてはどのように認識されているのかその点をお聞きしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 現状の町財政をどういうふうに認識しているかというお尋ねでございます。町財政の事に付きましては単年度、単年度という事ではなくてやはり過去からあるいは将来に渡ってどういう推移でしかも3年あるいは5年先にどういうインフラ整備が必要なのか、あるいは公債負担がどうなっていくかというような事を充分認識しながら、財政運営をしていかなければならないというふうに思っているわけでございます。昨日の監査委員からのご報告もお聞き頂いておりますけれども、今の段階では健全運営がなされているという評価を頂いたわけでありましてやはり国の三位一体改革の交付税あるいは税源移譲等の改革によって全国の約90%の自治体が将来に不安を抱えているというふうな結果も出ているわけでございます。内容をいちいち申し上げなくてもよいわけでありまして少子化、高齢化の流れがあるわけでありまして、特に地方では都市との格差というふうな事もあるわけでありまして。そんな中でどう町として自立していくのかという事。いろんな論議を頂きました中で、玉城町として将来に渡って今の素晴らしい行政サービス水準をさらに高めていかなければならないと思っておりますので、現段階では特に扶助費所謂福祉の費用というのが見ましても増高しているという形になっておりますから、これに留意しながらこの財源をどう確保していくか。やはり今自主財源比率が53.5%ということでありまして出ただけこの自主財源を確保する為の努力。先程の議員さんからのご質問にもございますけれども何とか企業立地、あるいは定住促進という中で町の活力を付けていく努力が必要だというふうに思っております。税収が増えましてもうまい具合になっておりまして、交付税で相殺されるというふうな事がありますから充分留意していく必要があると思っておりますし、もう少し町といたしましては、基金の蓄えという努力もしていく必要があろうかというふうに思っているわけでございます。特に第2期分権改革が進んで参りますからこれにどう対応していくのかというふうなことの考え方も、必要になってまいりますし町の中にありましては有田平野パイプライン化の町負担あるいは下水道整備を進めさせて頂いておりますから、これらの負担というものも発生してくるわけでございます。それらを充分留意して健全財政に努めてまいり

たいと思っているところでございます。まずは施策の柱に掲げております町民の皆さん方の安心の暮らしと、そしてそれを支える活力を付けていく為の政策推進に力を入れて参りたいというふうに思っている次第です。よろしく申し上げます。

議長(小林一則君)3番 山本静一君

3番(山本静一君) 先程町長がおっしゃった現状で私もそのように認識しております。最近10年間の資料を見てまいりますと先程申されましたように地方交付税は減っている。町税は増えている。町税が増えたと言って喜んでいられない。片や増え片や減る。そういう中でなかなか厳しい現状かということで先程町長もおっしゃったように民生費と言うのでしょうか、高齢化になっておまして例えば平成10年からこの19年では3億5千万支出が増えている。そうすると他の科目の中で突出して増加率が35.7%。今後益々高齢化になってくると、なかなか財政が不安定な中でどういうふうに町政をもっていくかは大きな問題だと思います。これからも多くの出費が予測されます。宮川用水とか保育所の問題もございました。それから町の公の建築物これらの改築改善、弘法温泉を含めまして多々そういうふうな資金の需要があるかと思えます。この中でどのようにやっていくか。先程町長地方債や基金の面にもふれられましたけれども地方債、公債の中で基金はもう少し積み立てるべきではないか。基金を積み立てずにどんどん使えという意見もあろうかと思えますけれども、やはりある程度基金を持たないことには事業が出来ないわけです。貯金が無かったら借り入れしなければならない。今のような低金利の2%ですと何とか耐えられるけれども高金利で5%6%になりますと例えばよく町が利用されております1億として20年間の元利均等で2%ですと1億3千万某1億の元金と3千万の利息を払わなければならないということになりますし、反対に5%になりますと1億5千某1億円プラス5千万以上の利息を20年間で払わなければならない。基金があればそういうことはないわけです。だから今から20年になりますと10歳のこどもが30歳になって初めて償還が終わるということになりますから、なるべく節約して基金を貯めるべきであって公債はなるべく減らすべきである。そうしないと財政が硬直して、なかなか的確な投資なり需要なりに対応出来ない状態になろうかと思えます。それと公債に付きましてはよく行政の種々サービスは全ての町民が受けるのだから、未成年が成人になっても公債の償還をすべきだという意見もあろうかと思えますけれども、それは現在の経済情勢がそのまま推移した場合だと思うのです。だからこれからは町長が長期展望に立たれて財政をとおっしゃいましたけれどもこれからは段々少子化になってくる。今町財政で一番大きなウエイトを占めるのは市町村民税の46.2%。

それから固定資産税も40某。固定資産税は、変動はありませんけれどもこれからの市町村民税の46.2%は少子化になりますと益々納税者人口が減ります。それから今の経済が石油危機やサブプライム問題で外国の影響が直接日本経済に響く中でリストラやフリーター、パート化となってくる可能性もあるかと思えます。益々税収が減る。そういう現象に備えてどこの家庭でも貯金と保険は老後を憂い無いように貯めるわけですから、もう少し努力して貯金を貯めるべきではないかと私の思いです。金無い、貯金ない、ではどうしよう。どうしてもしなければならぬ、借り入れになる。地方債借りようとなってきましたと段々借り入れの感覚が麻痺してきますので、借り入れが増えるのを少しでも身をけずって努力して私は基金を貯めるべきであると思えます。後世に憂いを残さないように是非とも基金の増加は必要だと思っております。見ておられますと玉城町は18年度で約10億。近隣の市町を見ておられますと皆20億を超えておられます。名前を言っただけでは悪いのですが歳入総額が34億円の度会町さんでも24億の基金を積み立てておられます。だから玉城といたしましては30億か40億位の規模が必要だと私は思っております。やはり町財政は町長のものでなし私のものでありません。町民全体の財布ですから町民皆の負担をなるべく少なくし住民サービスを末永く続くように願うのが人の常だと思えます。町長も私も一緒の本を読んでもうご承知の事と思えますけれども「クレナイ族」という言葉がありますね。これはどういう事かと言いますと住民が行政に対して「あれもしてくれない、これもしてくれない」という要求をつきつけるわけです。こういう要求をつきつけていくと町財政は坂道を転がるのではないかと思います。この一例が、夕張が再建団体になりましたけれども、いろいろ要素はあると思えますけれどもこれも1つの要因だと思えます。2002年に我々が行きましたマウントレースイは松下興産が建てたのですがこれとスキー場、その時に市民が署名を集めて市に「あれを買い取れ」とあおったわけです。それによって24、5億の金で市は買い取った。しかしその時の夕張市の一時借り入れは200億に達している。にっちもさっちも行かない状況であった。夕張市民も市の財政を詳しく理解していなかったというのが1つの大きな要因だと思えます。これから財政健全法でいろいろ支障が出ると思えますけれども、やはり町民の財布ですからそういう詳しい町の財政状況を町民に深く知って頂いて、町財政に協力をあおがないことにはなかなか玉城町の財政が長く持たないかと思えます。

引き続きまして町行政について町長の指令指示はどのようにして徹底されているのかということでお聞かせ願いたいと思えます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 町行政に対する運営、特に指示指令のご質問ですが今山本議員お話のように地方分権が進み、いろんな財政改革が進んでおりますから、これにどう対応していくのかという事があるわけでございます。今までの自治体行政運営のやり方では無理です。やはり職員としていかに時代の流れを素早くキャッチして率先実行して住民サービスの為に全力を出していくか。特に三重県初の地域担当制も4月から実施いたしまして取り組んでいる。あるいは又総務省ではクレジットカードの導入が現在玉城方式という形でそのPRなされているということもありまして特に議長、副議長には県内外からの視察に対応しているということで、ご理解頂いておりますけれども職員の中にもモチベーションの高い職員がいるというふうに認識しているわけでございますけれども、さらに住民の皆さん方の信頼を得る為に努力していくという事が非常に大事であるというふうに思っております。もう1つ自治というのは読んで字のごとく自ら治めるという事でありまして今まで行政だけでということではなくて、住民の皆さん方自身が自分達で出来ることは自分達でやっていくということも非常に大事である。地域の事を真剣に考えるのは地域の方しかないということになるわけですから、住民の皆さん方により参加を求めていく。第4次総合計画のキャッチフレーズを『協働による町づくり』と掲げている町でありますからやはりこれからの時代は、住民の皆さん方も自分達でこの町の為に何が出来るのかという事を真剣に考えて頂いてより町の発展の為に取り組んでいく。お陰様でいろんなボランティアの方々の活動の和が広がっております。本当に良い状況になっているというふうに感心しているところでございます。まずその為には率先して申し上げましたように職員が精一杯努めていく事が大事であると思っております。日々のいろんな指示に付きまして、具体的な内部の事務執行に付きましては副町長なりあるいは所管の課長、教育長からそれぞれに徹底する仕組みになっているわけでありまして、又その年々の事業執行状況に付きましては議会の中でもご審議を頂くわけでありまして、監査委員からの指導指摘も頂きながら一つひとつ取組を進めていくという状況でもあります。さらに現在までの懸案事項の処理経過、あるいは新しい年度に向けてのこれからの施策提案とこういうふうなものの積み重ねをして一つひとつ取り組んでいくという考え方を持って行政推進をさせて頂いているわけですので1つご理解を頂きたいと思っております。

議長(小林一則君)3番 山本静一君

3番(山本静一君) 私達は町民の皆さんの付託を受けて町民の代表として一般質問の場に立っております。一般質問は重視されて迅速に解決されるように望みます。例えば野口議員も中瀬議員も質問されました弘法温泉でござい

まずけれども我々も経営状況を危惧しております。今回19年度の決算では1千700万某の繰入れを行っております。入湯税は当初1千544万でありましたけれども1千299万になりました。入湯税は減りました。減った分だけ一般会計からの繰入れは安くなっておりますと。町長は前回の答弁で経営努力で今後やっていきたいと、私が改善改修か廃止するかと言った時にそういう答弁を頂いております。多気でまた温泉が営業されると思います。益々私は収入が減ると思います。時間延長を1時間されまして客が増えたかどうか15、6人前後だという事ですが、あれが本当に魅力のある施設でしたら別に時間延長しなくても増えると思う。1時間15、6人増えて4千円6千円で1時間延長したことによって、それだけの経費がまかなえるかそんな分析も必要ではないか。要因がどうなのかという事を的確に掴まないことにはこのままずるずるいきますと一般会計からの繰入れが段々多くなると思うのです。だからそういう中で私も前回質問しましたけれども、町長が経営努力をされると言うのでしたら現場にしっかり分析しなさいとか、どういう指示を出されたのかそういう対応を今後共して頂きたいと思います。それからもう1例でございますけれども青パト問題で18年に導入されましたけれども1年に15台の稼働しかしない。この目的は学童の安全を守る為に導入されたわけです。前回の質問で運転者を確保して巡回回数を増やすとなっておりますけれども、その後安全問題ですから町長それを聞かれて指示されましたか。指示されて改善されるべきだと思います。本当にそれが必要だと町長がこの場で感じただけでは意味がない。どうなっているのか指示をする。「出来ない。難し難しい」といつまで経っても解決しません。そういうところもって指導力を町長として発揮して頂きたいと思います。それからもう1つ町長の講演をテレビで拝見しておりますして内容は各地方団体、市とも資本計画や都市計画を立てているがなかなかうまく運ばない。我が町は町づくり戦略会議を立ててメンバーはえらい先生や社長さんで構成しております。だったと思います。その中で広報では戦略会議の答申があったと載っておりますけれども、私共議員も全然内容も分かりませんしその答申は福祉バスの事だと思うのですがその答申を受けてどのように行動されたのか。答申を受けても受けっぱなし。折角戦略会議を作っても何も意味がない。今までの例見ますとあれこれ作ったけれども成果は表れていないと思う。町づくり戦略会議はどのような内容ですか。分からなければ後でも結構ですがもし分かりましたらどういう最終内容だったかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) いろいろとご意見を聞かせて頂いて有り難うございます。まず温泉の関係は11年経過してお陰様で1日277人からの客があるとい

うことですが、議員お話のように隣の町にも温泉施設が出来ると情報も聞いております。やはり集客施設というのは競争だと思います。競争に勝つ為には魅力だと思います。うちの場合は特に泉質が良いということで固定客があるという状況でございます。特に修繕辺りですと一般会計から繰り出ししております。こういう施設でありますから前段の議員さんにもお答え申し上げましたように、やはり利用者の方の要望に応えなければいつまで経っても「何しているのだ」と段々お客さんは離れていきます。そういう事を的確に対応していくのが一番大事だと思っております。前からもご質問頂いております議員さんもありますので検討を始めたいと思っております。あそこの状況は何度も申し上げますけれども温泉があつてアグリが出来たという波及効果が大きいのです。現在雇用が1日50人位ありますし約100世帯を超える農家の皆さん方が出資をして参画頂いているということで、大変有り難いと思っております。この魅力を高める為の努力をさらにしていきたいというふうに思っております。それからもう1つ青パトの関係は前から議会あるいは議会以外にも山本議員からお話を承っておりますし、その都度指示をしております。やはり議員自ら子供たちの安全対策でパトロールをお願いして実際に自動車へも一緒に乗せて頂いて状況を見せて頂いた。住民の皆さん方にそれぞれ参画頂いて、行政だけではなくて地域全体で子供たちを守っていく事は重要なことありますから、対策出来る事は早く対策を講じなければいけないと思っております。まだということでありましたが直ちに取組みさせたいと思っております。それともう1つは町づくり戦略会議であります。これは私も福寿学級で町の状況をお話申し上げておりますけれども町のインフラ整備として議会で議決されて、この年にこれをしていくという事は当然のことでありまして、それを早くやっていくかやっっていくか、うまく出来るだけ経費を節減してやっっていくかということになるわけです。いかにインフラ以外に住民の皆さん方の参画によって所謂玉城町が掲げる協働の町づくりをどう進めていくかという事が一番大事だと思っておりますので特に就任直後町づくり戦略会議を立ち上げさせて頂いて、いろんなご意見を賜りながら今玉城町として何が必要か現在までに24回開催頂いております。今提言として検討しておりますのが6つあります。その中で具体的にお城公園の利活用という中でいろんなクリーン作戦等々の活動あるいはボランティアの皆さん方や住民の皆さん方で城をきれいにしようとか健康管理の為にウォーキングしようとかこんな事も取組を頂いております。そういった事はたくさんあります。中学生あるいは相可高校生の浄化活動やあるいは元気玉城まつりで福社会館でのスクリーンを使つての意見発表やそういうふうな活動を盛んにやって頂いて良い状況だと思っております。又今年

の村山龍平翁から寄贈頂いた80周年事業もそうであります。さらに玉城応援団という形で皆さん方に玉城を盛り上げてもらおうというふうな形の中で本年度に故郷納税制度を導入いたしまして、この活用をどうしていくのかということの提案も頂いておりますしさらに玉城版のコミュニティーの育成、地域づくりに議員各位からもご意見を頂いておりますけれども地域の連帯感、人と人の繋がりが希薄になってきているという状況でありますから何とかしてもう一度玉城町のそれぞれの地域の良さを見直していく必要があるということでございます。実際に農地水環境保全向上対策事業の取組を、大変熱心にやって頂いている地区も生まれている。それに対して町費も負担しているということであります。それから申し上げましたように4月から地域担当制を導入いたしまして地区の役員さん方とのコミュニケーションをはかりながら一朝一夕にはなりませんけれども町のあり方について議論を交わしていく。さらに今上がっております福祉バスの利活用をどうしていくか。これは20年度以降で検討したい。あるいは町のリーダー作りをどうしていくか。あるいは収納率の向上対策についてどう取り組んでいくか。こういうふうな提言を頂いてこれから詰めていくという状況になっております。ひとつずつ取り組んで参ります。以上です。

議長(小林一則君)3番 山本静一君

3番(山本静一君) 先程町長おっしゃいました温泉とアグリの事も分かるのですけれども今のままずっといきますと一般会計からの繰入総額をどれだけ住民が認めるかという問題がありますので、早急にアグリの改善問題に取り組んで頂きたいと思っております。それから先程の青パトの関係でございましてけれどもこれからは日照時間が短くなりまして4時半には暗くなる。これからすぐにでも10月中に回数を増やせというくらいの指示をして欲しいと思っております。それが実行出来ないのであれば、その部署の対応を町長自ら考えるべきだと思います。命に関わる問題です。折角あるのですから。それから地域担当制で各区の意見を汲み上げるという事でございましてけれども、やはり各地区区長さんもまちまちだと思います。だからいろいろと難しい問題も出てくると思うのですが職員が持ち帰った課題や問題や的確、迅速に処理して頂かないと町民の方も不安が残りますし、担当者が町と区の板挟みになって負担だけ大きくなるという事になると思っております。町長は長い町行政の経験者でございましてから力強い指導力で乗り越えて頂きたいと思っております。町長だけでなく副町長も同じくそういうふうな会議で出たいろいろ重要な問題に付きましてもあなた自身もいろいろ指示を出して頂いて、迅速に対応するような処置をお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わらせて頂きます。

議長(小林一則君) 以上で3番 山本静一君の質問は終わりました。

これにて本日の日程はすべて終了致しました。明日19日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会致します。

(午後 4時56分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員